

# **HUMAN RIGHTS**

**—いま 私がひらく 未来—  
活用の手引き**

**兵庫県教育委員会**

# 目 次

改訂にあたって

『HUMAN RIGHTS』及び本書の編集について

No.	テ　一　マ	関連する主な人権課題	ページ
1	世界中のすべての子どもたちのために	子ども	4
2	命の大切さ、命のつながりに向き合おう	子ども・女性	6
3	男女がともに輝く社会へ	女性	8
4	「孤立」から「つながり」、そして「支え合い」へ	高齢者	10
5	みんなが元気なユニバーサル社会をめざして	障害のある人・高齢者	12
6	人権文化の創造に向けて	同和問題	14
7	豊かに共生する心をはぐくもう	外国人	16
8	多文化共生社会への虹の架け橋	外国人	18
9	未来をともに生きるパートナーとして	アイヌの人々	20
10	いま、自分たちにできること	HIV感染者・ハンセン病回復者等	22
11	インターネットの向こう側	インターネットによる人権侵害	24
12	多様な働き方と生き方が選択できる社会に向けて	働く人の人権	26
No.	テ　一　マ	主　な　内　容	ページ
13	公正な採用選考に向けて	就職と人権について	28
14	自分の心を見つめてみよう	結婚と人権について	30
15	震災の教訓を次世代の子どもたちへ	防災と人権について	32
16	「つながり」に気づき、自分から始めよう	地球環境と人権について	34
17	心の中に平和の灯を	平和と人権について	36
18	みんなで築こう、人権の世紀	人権擁護について	38
19	その他の人権課題	「刑を終えて出所した人」など	40

委員名簿

## 改訂にあたって

平成 22(2010)年 2月、バンクーバー冬季オリンピック開幕式典において、カナダの先住民族の人々が、美しい民族衣装を身にまとめてパフォーマンスを披露しました。また、6月の FIFA ワールドカップ南アフリカ大会では、多様な民族が一つになる象徴的なシーンも見られました。

国際連合における「世界人権宣言」の採択から 60 年、「児童の権利に関する条約」の採択から 20 年が経過し、国際社会全体で人権尊重の機運が高まっています。しかし一方で、世界各地で起こっているテロ事件や民族紛争、飢餓、人身売買など、すべての人の人権が十分に保障されていないという現状があります。「世界人権宣言」に描かれた世界の実現に向け、引き続き、国際連合を中心とした取組を地球規模で進める必要があります。

日本国内に目を向けると、社会の高度情報化や少子高齢化、経済的格差の拡大、人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、人権問題も複雑化・多様化しています。また、子どもたちの人権を取り巻く状況についても、児童虐待やいじめ、インターネットによる人権侵害など、様々な課題が山積しています。

兵庫県教育委員会においては、平成 10 (1998) 年 3 月に「人権教育基本方針」を策定し、人権という普遍的文化を築くことを目標に人権教育を推進してきました。そして、この方針に基づき、平成 12 (2000) 年 3 月に高校生用教育資料『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』を作成しました。各学校においては、本資料を効果的に活用し、自己実現と共生をめざす人権教育の充実を図ってきたところです。

しかし、『HUMAN RIGHTS』作成から 10 年が経過し、この間、国においては、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表などがありました。また県においては、「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」や「外国人児童生徒にかかる教育指針」などが策定されました。

このような国や県の動向を踏まえ、このたび『HUMAN RIGHTS』を改訂しました。改訂に当たっては、知識基盤社会における「生きる力」の育成を基盤とし、新しい人権課題に対応するとともに、生徒に人権に関する知識と人権感覚をバランスよく育成する視点から編集を行いました。

人権教育は、各学校の生徒や地域の実態を踏まえて、創意工夫しながら計画的・組織的に実践するものです。先行きが不透明な時代を生きていくうえで、普遍的な価値をもつ人権は、生徒が主体的に自分の在り方や生き方を考え、未来を切りひらいていくうえで、一つの指針となるはずです。その意味でも、本教育資料が、各学校における人権教育の充実に活用されることを期待しています。

なお、本書の編集にあたり、ご努力いただきました人権教育資料作成委員の皆様方、また、多方面にわたりご協力いただきました人権教育資料検討委員の皆様方に対し、心からお礼申し上げます。

# 『HUMAN RIGHTS』及び本書の編集について

## 1 改訂の要點について

「人権教育・啓発に関する基本計画」〔平成 14(2002)年〕では、人権教育の手法について、次のように述べられています。

人権教育の手法については、「法の下の平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

なお、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組んできた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

平成 12 (2000) 年に作成した『HUMAN RIGHTS』は、第 1 部において、普遍的な視点からのアプローチとして、「アサーション」などの手法を用いた様々な参加体験型の学習方法を提示しています。平成 20 (2008) 年に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、この参加体験型学習の重要性を指摘しており、『HUMAN RIGHTS』の先駆性が確かめられたところです。また、各学校においても、この参加体験型学習の指導方法は、10 年間で一定の定着を得たといえます。

一方、『HUMAN RIGHTS』第 2 部における個別的な視点からのアプローチについては、「環境問題」や「プライバシーの問題」など、人権教育として新たに取り扱うテーマを提示したものの、具体的な学習内容については、生徒が自ら探求することとし、説明は最低限度にとどめていました。

その後、平成 14(2002)年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」、平成 20(2008)年に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」などにより、人権教育の指導内容がより明確に示されることとなりました。このような人権教育にかかわる新しい動向を踏まえ、「インターネットによる人権侵害」など、新たな人権課題をテーマとして取り上げるとともに、個別的な人権課題の学習内容をより具体化して提示するなどして、今回、『HUMAN RIGHTS』第 2 部を全面的に改訂しました。なお、第 1 部については、現行のままで十分使用できる内容であるため、引き続き活用することとします。

## 2 編集について

### (1) 編集方針

これまでの『HUMAN RIGHTS』の編集方針を引き継ぎ、「人権教育基本方針」〔平成 10(1998)年〕に基づき、各教科・科目や総合的な学習の時間、特別活動におけるホームルーム活動での活用を視野に入れつつ、生徒の主体的な学習活動の支援となるよう編集しています。

### (2) テーマ設定

個別的な人権課題と密接にかかわるテーマと国際理解、情報、環境、防災など横断的、総合的な課題教育に関連のあるテーマを設定しています。また、テーマはそれぞれ独立した内容を取りあげていますが、人権の視点から複数のテーマを関連付けて取り扱うことも可能です。

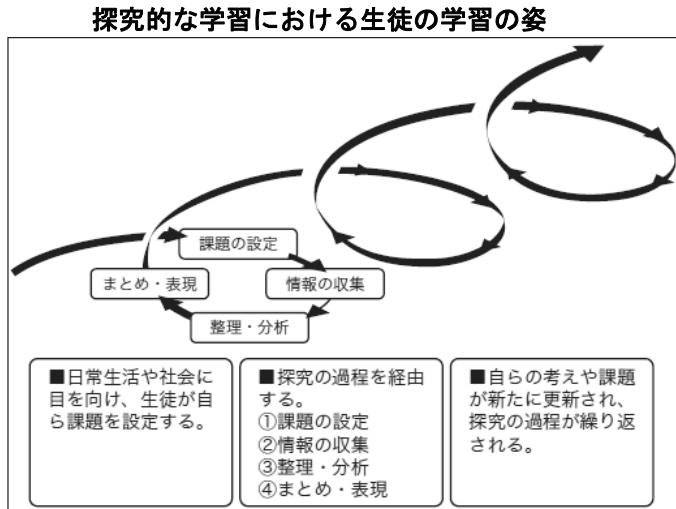
### (3) テーマのタイトル

学習が個別的な人権課題にとどまらず、すべての人権課題に共通する普遍的人権（HUMAN RIGHTS）にまで深化するよう、工夫したタイトルを付けています。

#### (4) 内容

人権に関する世界的な潮流を踏まえつつ、生徒が人権を身近に考えられるよう、兵庫県にゆかりのある「ひと・もの・こと」を積極的に取り上げています。また、「研究課題」「活動課題」「ケーススタディ」において例示した学習活動については、各教科・科目の学習内容との関連を図るとともに、キャリア教育の視点や言語活動の充実につながるような内容としています。

生徒が、様々な体験活動や交流を通して、主体的に課題を解決しようとする意欲や態度を身につけることができるよう、指導者の効果的な支援が大切です。



### 3 本書の構成について

#### (1) テーマの背景及び指導の観点

国際文書や日本の法令などを踏まえ、テーマに関する歴史的経緯や現状と課題について概説しています。また、指導の観点については、高等学校学習指導要領解説などを踏まえ、具体的な学習活動を例示するとともに、指導上の留意事項にも触っています。

#### (2) 展開例

『HUMAN RIGHTS』は、生徒の主体的な学習を支援することを編集の基本方針としています。各テーマには、参考として展開例を提示していますが、生徒や学校、地域の実態を踏まえて、指導者が創意工夫しながら指導計画を作成することが大切です。

なお、指導にかかわる評価については、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、人権教育を通してはぐくみたい資質や能力を明確に定めたうえで、適切に行なうことが重要です。具体的には、学習状況や成果などについて、肯定的な生徒観に基づき、生徒のよい点、学習に対する意欲や態度などを踏まえて適切に評価することが大切です。なお、人権教育の成果は、すぐに現れるものではないことに十分留意する必要があります。

評価の観点として、例えば次のようなものが考えられます。

- 人権課題にかかわる現状や背景などについて、正しく理解することができたか。
- 学習に主体的に取り組み、課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする実践的な意欲や態度を身につけることができたか。
- 学習活動を通しての気づきを大切にし、自分とのかかわりで人権課題をとらえ、日常生活の変容につなげることができたか。
- 個別的な人権課題の理解にとどまらず、普遍的な視点から人権の大切さを認識するなど、人権についての学びを深めることができたか。

#### (3) 参考

指導者がテーマにかかわる認識を深めたり、生徒の学習を効果的に支援したりするための資料として掲載しています。

### 4 その他

『HUMAN RIGHTS』及び本書は、兵庫県教育委員会事務局人権教育課ホームページに掲載しています。

# 世界中のすべての子どもたちのために

関連する主な人権課題：子ども

---

## 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 平成元（1989）年、国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されて以降、世界では、この条約の実現に向けて様々な取組が進められてきた。しかし、多くの子どもたちは、暴力や虐待、搾取、差別及び放置から身を守るための保護的環境にあるとはいえない。特に、最近の世界的な景気低迷により、多くの子どもたちは、より深刻な飢えや栄養不良、貧困の危機にさらされている。「国際連合ミレニアム宣言」が描き出した世界、すなわち、平和、公平、安全、環境の尊重及び共同責任の世界は、子どもたちにふさわしい世界である。このような子どもたちの最善の利益が、何よりも優先される世界をつくるためには、より一層の国際・国家レベルでの協働が求められている。
- (2) 日本における子どもの人権の尊重については、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいて、その基本原理や理念が示されている。そして、それに基づき、様々な取組が進められてきたが、いじめをはじめ、「子どもの貧困」や教育格差など、子どもの人権にかかわる新たな課題も生じてきている。特に、いじめについては、児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生している。どんな理由であれ、児童生徒が自らの命を絶つということは、あってはならないことであり、大変深刻な状況にある。「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを改めて認識し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めることが求められている。

また、大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。そして、子どもの人権の尊重及び保護に向け、社会全体が一体となって取り組んでいく必要がある。

- (3) 指導に際しては、日本国憲法が保障する自由や平等など、基本的人権の基礎となる価値や概念についての理解を深めさせ、それに基づいて、国家と個人、個人と個人の関係に関する問題を自ら考察できるようにさせることが大切である。また、お互いを思いやり、生命や人権を大切にしようとする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、様々な体験活動や交流を通して体得させることも重要である。

いじめについては、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、生徒一人一人に徹底させることが必要である。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないことを理解させる。さらに、「いじめられる生徒にも問題がある」という考え方の誤りに気づかせることも大切である。

## 2 展開例（ケーススタディ）

### (1) 学習のねらい

いじめ集団には、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」という4つの立場があるとする「いじめの4層構造」を理解し、いじめをなくそうとする意欲や態度を身につける。

## (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
1 ケーススタディのイラストを参考にして、4層構造があることを確認する。	○ いじめ集団には、4つの立場があることに気づかせる。
2 「被害者」の気持ちを考える。	○ いじめは絶対に許されないことであり、人権侵害であることを理解させる。
3 自分の日常の言動は、どの立場にたっているのか考える。	○ 「観衆」や「傍観者」は、いじめを助長したり、肯定したりしていることを理解させる。
4 ふり返りを行う。	○ いじめをなくすため、自分にできることから実践しようとする意欲や態度を身につけさせる。

## 3 参考

### 「児童の権利に関する条約」について（抜粋）[文部事務次官通知 平成6(1994)年]

本条約は、世界の多くの児童（本条約の適用上は、児童は18歳未満のすべての者と定義されている。）が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることいかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものであります。本条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法並びに我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等と軌を一にするものであります。したがって、本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところですが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。

- 学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。この点、学校においては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切であること。また、もとより、学校において児童生徒等に権利及び義務をともに正しく理解をさせることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて指導すること。
- 学校におけるいじめや校内暴力は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、本条約の趣旨を踏まえ、学校は、家庭や地域社会との緊密な連携の下に、真剣な取組の推進に努めること。また、学校においては、登校拒否及び高等学校中途退学の問題について十分な認識を持ち、一人一人の児童生徒等に対する理解を深め、その個性を尊重し、適切な指導が行えるよう一層の取組を行うこと。

## 命の大切さ、命のつながりに向き合おう

関連する主な人権課題：子ども・女性

---

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 「児童の権利に関する条約」の採択などを背景にして、子どもを単に保護、養育の客体としてとらえるのではなく、その人格と主体性を尊重しつつ、調和の取れた成長発達を援助していくべきであるという認識が高まっている。また、子どもが心身ともに成長していくには、保護者をはじめとする大人の愛情や保護を受けることが前提である。しかし、子どもの年齢が低ければ低いほど、子どもは自らの意向を主張することはできず、周囲の大人の意向や態度に影響される。とりわけ、保護者からの虐待行為を不当な人権侵害と認知したり、子ども自身の力で避けたりすることは困難である。保護者から受ける虐待は、子どもの心身の成長発達過程や成人に達した後の生活にまで多大な影響を及ぼすことから、虐待は最も深刻な子どもの人権侵害である。そのため、子どもの人権擁護の基盤づくりとして、①子どもの成長過程を周囲の大人が見守っていくこと、②虐待について理解しておくこと、③できるだけ早く虐待に気づき早期対応につなげること、④より多くの人に理解を求めることが重要である。また、現在、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」の考え方に基づき、子どもの安全な居場所づくりや、地域の子育て力を高める取組などが進められている。
- (2) 国においては、個人の尊厳と法の下の平等を保障する日本国憲法のもと、人権の擁護と男女平等の実現に向けた様々な取組が進められている。しかし、配偶者などからの暴力（D V）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、これまで被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったという指摘がある。また、D Vは、被害者の生命や心身に重大な危害が生じる危険性があるにもかかわらず、潜在化しやすく、周囲の人が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。加えて、被害者は、多くの場合は女性である。その背景には、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差などがあるといわれている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者などからの暴力を防止し、被害者を保護することが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。
- (3) 指導に際しては、生徒に、命のつながりやかけがえのなさに気づかせ、家族の一員として家庭生活を大切にしようとする心情を育成することや、心の安らぎなどの家庭の機能を理解させることが重要である。また、将来の生活を展望し、主体的によりよい生活を工夫しようとする意欲や態度を身につけさせることが重要である。例えば、乳幼児と接する機会の少ない生徒が、乳幼児と出会い、ふれあうことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛情を深めることにつながる。このような体験学習は、生徒の育児に対するイメージを膨らませ、子育てに関わる知識や技能、態度などの予備知識を身につける機会となることが期待できる。

### 2 展開例（研究課題(1)）

#### (1) 学習のねらい

児童虐待の実態や背景などについて理解し、自他の生命を大切にしようとする意欲や態度を身につける。

## (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<p>1 児童虐待の実態を調べる。</p> <p>2 児童虐待と「しつけ」の違いについて話し合う。</p> <p>3 児童虐待防止に向けた取組を理解する。</p> <p>4 ふり返りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待の種類などを理解させる。</li> <li>○ 暴力が子どもに与える影響や児童虐待の背景などについても考えさせる。</li> <li>○ 法律で規定されている通報義務やこども家庭センターの役割などについて理解させる。</li> <li>○ 命の大切さを実感させ、自他の生命を大切にしようとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

## 3 参考

### (1) 兵庫県における児童虐待相談受付件数

区分		平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
県	中央こども家庭センター	256	216	321
	西宮こども家庭センター	351	515	327
	川西こども家庭センター	103	211	245
	姫路こども家庭センター	258	246	242
	豊岡こども家庭センター	43	57	41
神戸	神戸市こども家庭センター	340	312	381
	区子育て支援室（神戸市）	137	166	195
市町	神戸市を除く40市町	2,582	2,612	2,936
合 計		4,070	4,335	4,688

（兵庫県こども家庭センター）

### (2) 兵庫県におけるDV相談件

区分		平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
県	県立女性家庭センター	1,447	1,484	1,432
	県立男女共同参画センター	868	972	955
	その他県関係機関（県こども家庭センターなど）	395	140	152
市町	神戸市	3,593	3,738	4,312
	中核市（姫路・尼崎・西宮市）	2,700	2,532	2,155
	25市	1,797	2,165	2,210
	12町	48	44	37
	県警 県警察本部(DV事案認知件数)	1,642	1,797	1,867
合 計		12,490	12,872	13,120

（兵庫県こども家庭センター）

- 被虐待児の年齢別割合（平成21年度県所管分）
  - 小学生（39%）、3歳～就学前児童（22%）
  - 0～3歳未満児（19%）、中学生（14%）
- 虐待の種類（平成21年度県所管分）
  - 身体的虐待（43%）、養育拒否・放置（34%）
  - 心理的虐待（19%）、性的虐待（4%）

### (3) 内閣府 男女共同参画局の若年層向けパンフレット

内閣府が平成20年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、交際相手からの被害経験について、10歳代、20歳代のときの交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した人の割合は、女性13.6%、男性4.3%であった。近年、若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）の問題が指摘されているが、その背景として、若年層においても、暴力の問題が身近に存在していると考えられる。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においては、若年層への教育・啓発の重要性について言及している。



## 男女がともに輝く社会へ

関連する主な人権課題：女性

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 国際連合総会での「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」[昭和 54 (1979) 年] 採択、「男女共同参画社会基本法」[平成 11 (1999) 年] の成立など、男女共同参画社会の実現に向けての取組は着実に進んでいる。しかし、あらゆる形態の暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行は、依然として存在している。このような状況の中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、一層の取組が求められている。
- (2) 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」[平成 22 (2010) 年] は、男性にとっての男女共同参画が進まなかった理由として、「あらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみの課題として認識されることも多い。また、男性の多くは、男女共同参画を『女性の問題』あるいは『家庭や職場のささいな男女間の問題』ととらえ、『自分の問題』『日本社会に大きな意味をもつもの』との認識が低い。」と指摘している。
- (3) 子どもの頃から、男女共同参画の理念について正しく理解し、将来を見通した自己形成ができるよう、総合的なキャリア教育を推進することが重要である。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組み、労働者としての権利や義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和などの重要性について、理解を深めることが大切である。
- (4) 女子学生の大学、大学院への進学率は上昇しているが、進学の割合が理工系分野において低いなど、専攻分野における男女の偏りが見られる。このようなことも視野に入れ、教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに関する指導の充実を図ることが重要である。また、男女平等が歴史的にどのように進展してきたか、国際的にみて日本の女性が置かれている現状は、どのようにになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容を充実させることが大切である。

### 2 展開例（活動課題(2)）

#### (1) 学習のねらい

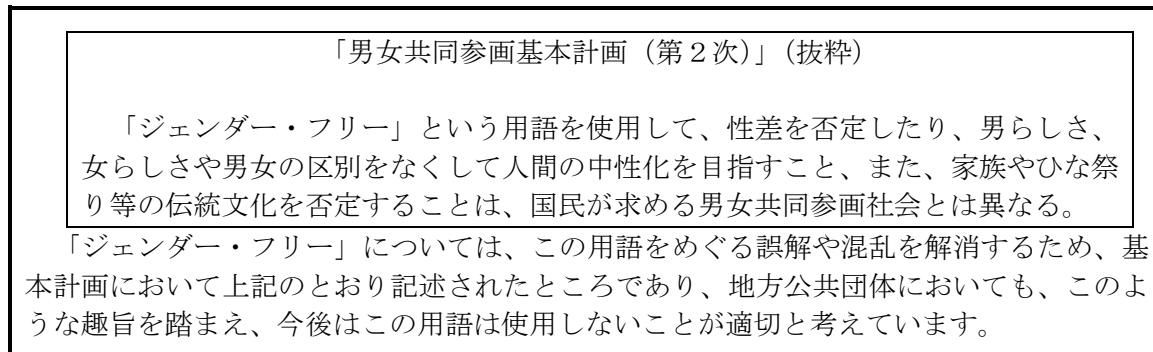
男女の平等について理解し、男女共同参画社会の実現をめざそうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学　習　活　動	指　導　上　の　留　意　点
<p>1 男女の平等について考える。</p> <p>2 日常生活における性別による役割分担や区別について具体的に話し合う。</p> <p>3 性別による役割分担や区別の合理性について話し合う。</p> <p>4 ふり返りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本国憲法で保障された権利であることを理解させる。</li> <li>○ 意見が女性側の問題に偏っていれば、男性側の問題にも着目させる。</li> <li>○ 生徒の発達段階を踏まえ、行き過ぎた指導にならないよう留意する。</li> <li>○ 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざそうとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

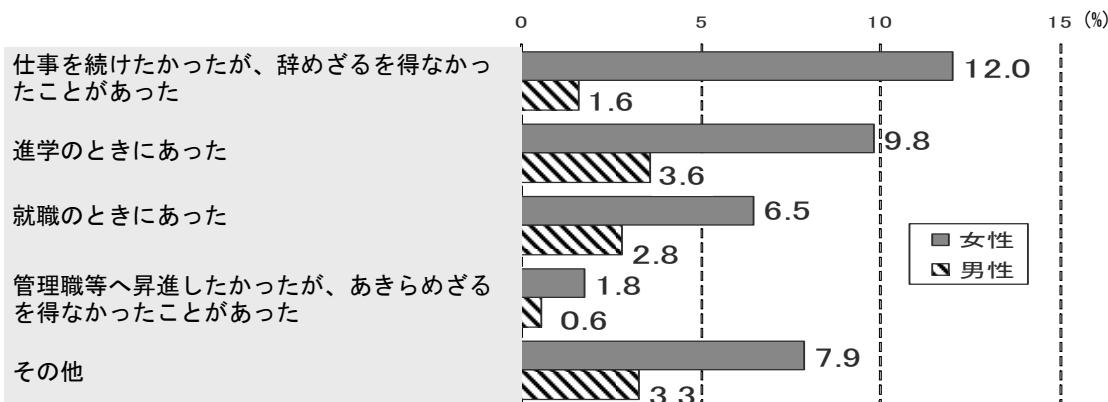
### 3 参考

#### (1) 「ジェンダー・フリー」について [内閣府男女共同参画局(通知、抜粋)平成18(2006)年]



#### (2) 固定的な性別役割分担意識

「固定的な性別役割分担意識によって、自分の希望とは違う選択をしたことがあるか」（複数回答）



（「平成21年度版男女共同参画白書」内閣府より作成）

#### (3) 男女共同参画に関する国及び兵庫県の動き

年	国 の 動 き	兵 庫 県 の 動 き
昭和60(1985)年	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
平成9(1997)年	「男女雇用機会均等法」改正	
平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」施行	
平成12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定	
平成13(2001)年		「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-」策定
平成14(2002)年		「男女共同参画社会づくり条例」施行
平成17(2005)年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	
平成18(2006)年	「男女雇用機会均等法」改正	「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定
平成19(2007)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成22(2010)年	新「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	
平成23(2011)年		「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン21-」策定

## 「孤立」から「つながり」、そして「支え合い」へ

関連する主な人権課題：高齢者

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 今後、日本が迎えようとしている超高齢社会は、一人一人が長生きして良かったと誇りをもって実感できる社会であることが求められている。そのためには、高齢者にかかる人権侵害に積極的に対応することや、高齢者が快適に暮らすことを可能にするためのユニバーサルデザインの普及などを図ることが重要である。  
また、今日、高齢者は全体としてみると、健康で活動的であり、経済的にも豊かな人も多い。そのため、従来の「高齢者は、健康面でも経済面でも不安を抱えている人が多い」という画一的なイメージや、就業における年齢制限、社会的活動に参加しにくい状況などを見直すこと必要である。
- (2) 内閣府の「高齢者の生活実態に関する調査」[平成20(2008)年]においては、「一人暮らしや健康状態がよくない者、未婚や離別した者、暮らし向きの苦しい者は、日頃の会話が少なく、友人・近隣との付き合いが少なく、困ったときに頼れる人がいない者が多い」と指摘されている。このような社会的孤立は、生きがいや尊厳といった高齢者の内面にも深刻な影響を及ぼし、「孤立死」にもつながる問題である。高齢者の社会的孤立を防ぎ、社会との交流のある人間らしい生活を維持していくために、地域社会における支え合いが求められている。
- (3) 都市化や核家族化の進行などにより、生徒が日常生活において、高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は、生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者から生き方や様々な生きた知恵を学び、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちをはぐくんでいくことが大切である。高齢者との交流としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待して、高齢者の豊かな経験に基づく話を聞いたり、高齢者福祉施設などを訪問して、介護の簡単な手伝いをしたりするなどの活動が考えられる。

### 2 展開例（研究課題(1)）

#### (1) 学習のねらい

固定的な見方（ステレオタイプ化された意識）と偏見や差別との関連性について理解し、超高齢社会への明るい展望を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
1 高齢者に対するイメージをカードに記入する。	○ イメージの理由も記入させる。
2 記入したカードを「プラスイメージ」「マイナスイメージ」「どちらともいえない」に分類する。	○ 自分のイメージが、固定的な見方になっていないか点検させる。
3 高齢者の現状について調べ、自分のイメージと比較する。	○ 夢や生きがいをもって活躍している高齢者の存在に気づかせる。
4 ふり返りを行う。	○ 超高齢社会への明るい展望を身につける。

### 3 参考

#### (1) 高齢者支援に関する資格（例）

##### ア 国家資格

###### (ア) 看護師

傷病者などの療養上の世話または診察の補助を行う専門職。

###### (イ) 社会福祉士

高齢者が安心して相談や助言・指導その他の援助を受けることのできる専門家。福祉の内容やサービスについての情報提供、保健・医療・年金などの制度や施設の利用法の紹介など、福祉サービスを求める高齢者や障害者、そして介護をしている家族に対して相談・援助を行う。「社会福祉士及び介護福祉士法」[1987(昭和 62)年]による国家資格。

###### (ウ) 介護福祉士

身体が不自由な人や高齢者などに、入浴・排泄・食事・衣服の着脱・移動などのさまざまな身の回りの介護を行ったり、介護者である家族への指導や助言をしたりする専門的な介護知識や技術をもった専門職。「社会福祉士及び介護福祉士法」[1987(昭和 62)年]による国家資格。

##### イ 公的資格

###### (ア) 介護支援専門員(ケアマネジャー)

居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・各種施設（介護老人福祉施設など）に所属し、介護保険において要支援・要介護と認定された人に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、ケアマネジメントを行う職業。介護全般に関する相談援助・関係機関との連絡調整・介護保険の給付管理などを行うことができる。

###### (イ) 訪問介護員(ホームヘルパー)

1級取得者は、訪問介護事業所において「サービス提供責任者」として、後輩の育成指導、利用者とヘルパーとのコーディネートなどができる。2級取得者は訪問介護において家事援助及び身体介護ができ、取得後実務経験3年以上で、「サービス提供責任者」に就くことができる。また、高齢者施設においても、身体介護ができる。

#### (2) 兵庫県内の主な4年制高齢者大学

(平成 23(2011)年 3月現在)

名 称	所 在 地	電 話
兵庫県いなみ野学園	〒675-0188 加古川市平岡町新在家 902-3	(079) 424-3342
兵庫県阪神シニアカレッジ	〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1-2 ソリオ2	(0797) 85-8880
うれしの学園生涯大学	〒673-1415 加東市下久米字依藤野 1227-18	(0795) 44-0711
西播磨高齢者文化大学	〒679-4311 たつの市新宮町宮内 458-7	(0791) 75-3663
但馬文教府みてやま学園	〒668-0056 豊岡市妙楽寺 41-1	(0796) 22-4407
丹波O B大学	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 5600	(0795) 72-5170
淡路文化会館「いざなぎ学園」大学	〒656-1521 淡路市多賀 600	(0799) 85-1391

## テーマ5

# みんなが元気なユニバーサル社会をめざして

関連する主な人権課題：障害のある人・高齢者

## 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 21世紀の日本がめざすべき社会は、「障害者権利条約」など、これまでの国際的な取組の成果を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会である。この共生社会においては、障害のある人は、社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定のもとに、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担することが求められる。障害のある人の人権が尊重され、自らの能力を最大限に發揮し、自己実現できる社会の構築に向けて、すべての人の理解と協力のもと、社会全体として取り組むことが大切である。
- (2) 兵庫県における障害のある人の就労割合は、平成16（2004）年の34%から平成20（2008）年には53%へ増加するなど、行政などによる支援の成果は着実に上がっている。しかし、一方で、障害のある人自身の高齢化、支える家族の高齢化などにより、一人暮らしを余儀なくされている人や医療的ケアを要する重症心身障害者の増加など、新たな課題が生じてきている。このような状況を踏まえ、障害のある人が、必要な支援を受けながら自分の生活を自分で決めるこことのできる社会の実現に向け、地域社会や学校、職場などの環境整備をはじめ、周囲の人々の意識を変えるための取組が求められている。
- (3) 教育活動においては、例えば、障害のある生徒と障害のない生徒との交流及び共同学習は、生徒相互の社会性や豊かな人間性をはぐくむうえで重要な役割を担っている。また、障害に対する正しい理解と認識を深めるうえで効果的な活動でもある。各学校においては、生徒の教育的ニーズに対応した活動内容や方法を十分検討し、組織的、計画的、継続的に実施することが大切である。

## 2 展開例（ケーススタディ）

### (1) 学習のねらい

「優先座席」設置の背景を理解し、ユニバーサル社会の実現をめざそうとする意欲や態度を身につける。

### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
1 学習シートに記入し、話し合う。	○ 内部疾患のある人などについても理解させる。
2 優先座席が設置されている理由について考える。	○ 障害のある人の自立や社会参加を支援することにつながることを理解させる。
3 ユニバーサル社会の実現に向けて、何が大切なことを考える。	○ 困っている人に声かけをするなど、自分たちにもできることがあることに気づかせる。
4 ふり返りを行う。	○ ユニバーサル社会の実現をめざそうとする意欲や態度を身につけさせる。

## 3 参考

### 「障害」の表記について

- 「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において、新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。
- 「障害(者)」の表記は、障害のある当事者（家族を含む。）のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること。

## 【学習シート】

1 優先座席は、どのような人のためにあると思いますか。

(回答欄)

2 あなたは、バスや電車で優先座席に座りますか。

「空いていたら座る」

理由 :

「空いていても座らない」

理由 :

3 あなたは、優先座席に座っているとき、優先座席が必要な人に席を譲りますか。

「いつも譲る」

理由 :

「譲らないこともある」

理由 :

4 元気そうに見える人が優先座席に座り、優先座席が必要と思われる人が近くに立っているのを見たら、どう思いますか。

(回答欄)

5 優先座席が本当に必要な人に利用されるためには、どうしたらよいと思いますか。

(回答欄)

## 人権文化の創造に向けて

関連する主な人権課題：同和問題

### 1 テーマの背景及び指導の観点

(1) 同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられた日本固有の人権問題である。この問題の解決を図るため、国及び地方公共団体が、昭和44年以来、33年間の特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた結果、劣悪な環境に対する物的な基盤整備は確実に成果を上げ、格差は大きく改善された。しかし、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（人権擁護推進審議会答申〔平成11（1999）年7月〕）という指摘があり、結婚、就職問題を中心とする差別事案はいまだに発生している。さらに、近年は、インターネット上における差別を助長する書き込みなどの事案も発生している。

国は、「児童の権利に関する条約第3回日本政府報告」〔平成20（2008）年〕において、「人権を尊重し、誰に対しても差別や偏見を抱くことのないようにするとともに、同和問題などの諸課題について正しく理解するよう教育が行われている」と報告し、引き続き一般施策として、同和問題の解決に向けた取組を積極的に推進している。

(2) 指導に際しては、例えば、全国水平社の取組を社会主義運動や労働運動、農民運動、女性の地位向上をめざす運動と関連付けながら、民主主義の高まりや海外の社会運動の影響など、背景とともに考察されることなどが考えられる。さらに、人間は、尊厳をもつかけがえのない人格として平等であること、それゆえ、他人の願いについても自分の場合と同様に理解し尊重することが必要であることを考察させ、差別のないよりよい社会を実現することが、他者のもつ尊厳を尊重する基本であることを認識させることが大切である。

### 2 展開例（ケーススタディ）

#### (1) 学習のねらい

同和問題について正しく理解し、同和問題の解決に向けて主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<p>1 カードを「同和問題の解決につながるもの」「同和問題の解決につながらないもの」に分ける。</p> <p>2 同和問題の解決につながることが他にないか話し合い、カードに加える。</p> <p>3 同和問題の解決への道すじを考えながら、カードを整理する。</p> <p>4 ふり返りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理由についても考えさせる。</li> <li>○ 自分とのかかわりで考えることの大切さに気づかせる。</li> <li>○ 同和問題の解決に向けて、確かな展望をもって取り組ませる。</li> <li>○ 同和問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 「同和問題に対する取組」(兵庫県教育委員会事務局人権教育課)

<p>1 同和問題に関する教科書記述（小学校・中学校）</p> <p>(1) 中世における身分制度</p> <p>中世（室町時代）において、身分の上で差別されていた人々が、庭づくりや芸能で活躍した等の記述が見られる。（中世起源説）</p> <p>(2) 江戸時代における身分制度</p> <p>ア 「士農工商」という表現が消え、「武士」と「百姓」、「町人」と記述されている。</p> <p>イ 「さらに低い身分」など、最下層を示す記述がなくなるとともに、「身分をおいた」「身分を定めた」などの表現も使われていない。（政策起源説の否定）</p> <p>ウ 「村や町の行事や祭りにも加わらず、住む場所や服装を制約される」「村の行政や祭礼への参加がこぼまれた」等、厳しい差別を受けていたながらも、他の百姓と同様に年貢を納めるとともに、社会的に必要な仕事や役割、文化を担っていたと記述している。</p> <p>エ これまでの悲惨さ、貧困さを想起する記述がなくなり、経済的・文化的な豊かさを示す教科書もある。</p> <p>オ すべての教科書で、差別された人々が藩の差別強化政策に対して立ち上がった事例として「渋染一揆」について記述している。</p> <p>カ 今回の改訂で、初めて「蘭学事始」等を引用して、人体の解剖に関する技能、知識を担っていたのは、差別された身分の人々であったことが明記される。</p> <p>(3) 明治時代における身分制度</p> <p>明治4年の布告では、差別をなくすための具体的な政策や生活改善が行われなかつたため、「差別は残された」、「差別は相変わらず続いた」など、差別はなくならなかつたことが記述されている。</p> <p>2 指導にあたっての留意事項</p> <p>(1) 歴史学習の基本的な視点を踏まえて指導する。</p> <p>同和問題に関する歴史を日本の歴史全体の流れの中で理解するとともに、歴史を学ぶことにより、これから自分の生き方や社会をどう作っていくかという本質を捉えて学習を進めることが大切である。</p> <p>(2) なぜ同和問題に関する歴史を学習するのかを明確にして指導する。</p> <p>同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された重大な社会問題であり、その歴史を正しく認識し、誤った先入観や偏見をなくすこと、差別社会のしくみを理解しその誤りに気づくことは、同和問題の解決に必要なことである。さらに厳しい差別の中で人間性を失うことなく懸命に生きた人々の生きざまなどに触れたり、差別解消への動きを学んだりすること</p>	<p>とで、人権尊重の生き方や社会づくりに結びつけることが大切である。</p> <p>(3) 学校の実態に応じて、系統的に指導する。</p> <p>同和問題をはじめ、様々な人権課題を学習していくためには、学校や児童生徒、家庭や地域の実態や課題、願いなどを踏まえ、計画的・系統的に指導することが必要である。地域教材の発掘や開発、地域の人才の活用など、家庭や地域と連携・協力して取り組んでいくことが重要である。</p> <p>(4) 科学的認識と人権感覚を育む指導を両立させる。</p> <p>同和問題の歴史を科学的にとらえ、正しい認識を買うことにより、差別解消に主体的に取り組む児童生徒を育成することが大切である。しかし、「知識注入型」の指導のみでは、差別の助長や再生産につながりかねない。そこで、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。また、差別されていた人々の悲惨さや貧困さがあまりに強調されると、マイナスイメージをもったまま学習が進行し、意識として定着してしまうことがある。そこで、その職能（仕事）を通じて社会を支えたこと、豊かな文化を生み出したことなどプラス面も正しく認識させることが大切である。</p> <p>(5) 「差別の起源」の追求に終始しない。</p> <p>起源を追求することが学習の主たる目的ではない。歴史全体の流れを見渡し、各時代における差別の諸相や課題解決の取組などを総合的に指導する。起源については、見解や解釈が様々であることを念頭に置き、個々の差別されていた地域の成り立ちはすべて同じでないという認識が必要である。</p> <p>(6) いわゆる「賤称語」については、慎重に扱う。</p> <p>ほとんどの中学校教科書（歴史的分野）には、「えた」「ひにん」という身分呼称が記載されている。指導者は、これらの言葉のもつ差別性を認識しつつ、学習や研究の場以外では使用しないことなど、きちんと生徒に説明しなければならない。いわゆる「賤称語」のみが一人歩きし、差別発言や落書きにつながらないよう慎重な配慮が求められており、まさに学校や指導者の姿勢が問われている。</p> <p>(7) 課題解決への展望をもって指導する。</p> <p>何よりも同和問題の解決は、今を生きる私たち一人一人の責任であることを指導者がしっかりと認識し、自覚して指導することが必要である。その上で「同和問題は必ず解決できる」との課題解決の展望や道筋を示しながら指導することが重要である。</p>
---	---

#### (2) 「人として」[平成19（2007）年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会]

<p>□ えせ同和行為とは、いかにも同和問題の解決に努力しているようによそおって、不当な寄付を募ったり、高額な書籍を売りつけたりする不正行為のことをいいます。この行為は、私たちの「同和問題にはかかわりたくない」「こわい問題」という誤った意識につけ込んで行われます。そして、同和問題に対する誤った意識を植え付け、その解決を遅らせることになります。私たちは、このような不当な要求をき然とした態度で、断固として拒否することが大切です。</p>	<p>□ 「そっとしておけば、差別は自然になくなるのではないか」「知らせるから、意識するのではないか」という意見が聞かれますが、本当にそうでしょうか。この問題をなくすためには、私たち一人ひとりが、この問題の不合理さを理解することから始まります。私たち一人ひとりが、同和問題を避けて通るのではなく、家庭、学校、職場などの場で、学び合い、正しく理解し、偏見をなくすことが大切です。</p>
--	--

## 豊かに共生する心をはぐくもう

関連する主な人権課題：外国人

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 人権尊重の国際的な世論の高まりや日本の国際人権諸条約の批准を背景として、外国人の人権にかかる現状は徐々に改善されつつある。しかし、在日韓国・朝鮮人をはじめ、日本に在住する中国や東アジア諸国の人々に対する偏見や差別は、今なお残存している。また、日本の社会において、外国人児童生徒が、母国の文化や言語に触れる機会が少ないとことにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況もみうけられる。特に、在日韓国・朝鮮人児童生徒については、偏見や差別などが要因となって、本名を名乗りにくい状況もある。また、就業についても、改善されつつあるものの厳しい実態があり、外国人児童生徒が将来の進路に展望をもちにくい状況もみられる。
- (2) 学校においては、国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し、豊かに共生する心を育成することが求められている。また、在日韓国・朝鮮人をはじめ、日本に在住する中国や東アジア諸国の人々にかかる歴史的経緯や社会的背景など、外国人についての認識を深めることが必要である。  
そのため、多様な文化をもつ人々との相互の人権尊重を基盤に、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を図ることが大切である。そして、すべての児童生徒に自国の文化や歴史を尊重する態度を培うとともに、外国人と豊かに共生していくための資質や能力を身につけさせることが重要である。
- (3) 指導に際しては、例えば、日清・日露戦争後、日本が韓国併合や満州への勢力拡張などを通じて植民地支配を進めたことを、国内政治の動向や国際状況と関連させながら考察されることなどが考えられる。なお、こうした動きを取り扱うにあたっては、国民の対外意識の変化に触れさせるとともに、アジア近隣諸国の人々が、日本の対外姿勢をどのように受け止めたかについて考えさせることも大切である。

### 2 展開例（研究課題(1)）

#### (1) 学習のねらい

現在多くの在日韓国・朝鮮人が日本で生活している理由を正しく理解し、豊かに共生しようとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<p>1 統計資料などにより、在日韓国・朝鮮人の人口推移と歴史的背景を調べる。</p> <p>2 韓国併合に対する当時の人々の反応について話し合う。</p> <p>3 現在多くの在日韓国・朝鮮人が、日本で生活している理由を考える。</p> <p>4 ふり返りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関連する教科の学習内容を踏まえ、客観的に歴史を認識させる。</li> <li>○ 韓国・朝鮮の立場から歴史を考えることの大切さにも気づかせる。</li> <li>○ 正しい歴史認識をもつことの大切さに気づかせる。</li> <li>○ 国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し、豊かに共生しようとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

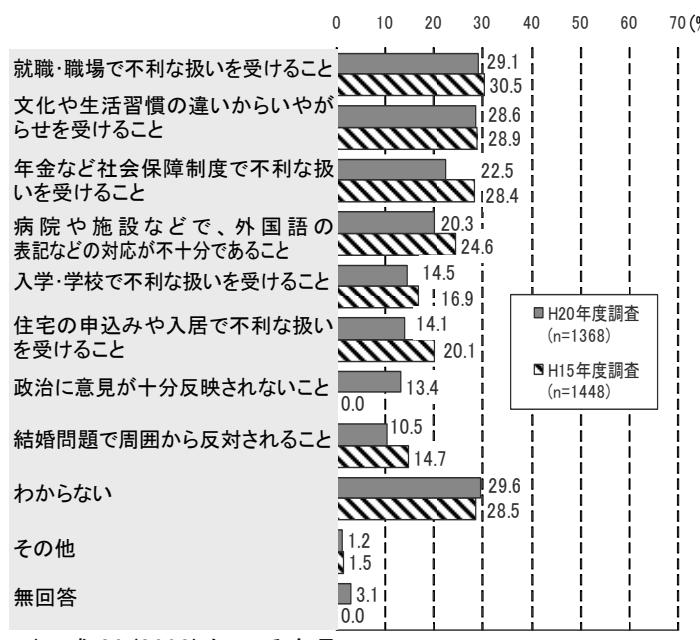
#### (1) 外国人学校の各種スポーツ大会への加盟・参加状況

外国人学校は、学校教育法第1条に定める学校等ではなく、各種学校の扱いである。そのため、外国人学校の生徒は、各種スポーツ大会への参加などに制限が加えられてきた。しかし、近年は、全国高等学校体育連盟や全国高等学校野球連盟への加盟などの道が開かれてきた。

平成3(1991)年度	日本高等学校野球連盟が、外国人学校の高等学校野球大会への参加承認。
平成6(1994)年度	全国高等学校体育連盟が、学校教育法第134条の学校(外国人学校等)にも同連盟主催大会への参加承認。
平成9(1997)年度	日本中学校体育連盟が、外国人学校にも同連盟主催大会への参加承認。
平成17(2005)年度	日本体育協会が、外国籍選手の国体参加資格を大幅に緩和する方針を決定。これまで参加できなかつた朝鮮高級学校の生徒も、入国管理法で定める「永住者」の資格があれば参加が可能となる。

#### (2) 人権に関する県民意識調査

##### 「日本に居住している外国人に関する人権について問題と思われること」



(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

#### (3) 「海外修学旅行等で再入国する外国人生徒・学生の個人識別情報提供免除について」(抜粋)

[平成20(2008)年 法務省入国管理局参事官室]

入管法施行規則第5条第10項において、外交・公用の活動を行おうとする者又は国の行政機関の長が招へいする者に準ずる者として個人識別情報の提供義務を免除されるものを定めているところ、以下のとおり、海外修学旅行等により再入国する外国人生徒又は学生を個人識別情報の提供義務の免除対象者として追加しました。

##### ア 対象

学校教育法施行規則に規定する教育課程として実施される海外修学旅行等に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学高等課程の生徒又は学生。

##### イ 免除の方法

学校長が対象となる外国人生徒又は学生の身元保証を行い、国立大学法人の学長、独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、公立大学法人の理事長、文部科学大臣、都道府県知事に報告し、これらの者が法務大臣に通知することにより、個人識別情報の提供義務の免除がなされます。

## 多文化共生社会への虹の架け橋

関連する主な人権課題：外国人

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 平成14(2002)年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、「近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しており、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる」としたうえで、「しかし、現実には、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など、様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、いまだに一部に問題が存在している」と述べている。
- (2) 世界の金融資本市場の危機に伴う世界的な景気後退は、日系人をはじめ日本語で生活することが困難な外国人に対し、教育や雇用など、様々な面で深刻な影響を与えており、こうした状況を受け、現在、経済上の問題から就学が困難となっている外国人児童生徒に対する就学支援や外国人に対する就職支援、防災対策の促進、多言語による情報提供など、様々な取組が推進されている。
- (3) 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、広い視野をもち、外国人のもつ文化、宗教、生活習慣などにおける多様性を尊重し、共に生きていこうとする意欲や態度を育成することが求められている。具体的な取組としては、地域に在住する外国人から、その国の生活習慣や文化、郷土料理、民族舞踊などを教わったり、体験したりする活動などが考えられる。なお、指導計画の作成にあたっては、地域に在住する外国人や在籍する外国人児童生徒などの実態を踏まえることが大切である。

### 2 展開例（活動課題(2)）

#### (1) 学習のねらい

外国人県民が生活するうえでの課題を理解し、外国人県民が安心して暮らせる地域づくりに向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
1 班ごとに調査地域を決める。  2 調査を行い、調査内容をまとめる。  3 班ごとに調査結果を発表する。  4 ふり返りを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動目的や活動上の注意事項を理解させる。</li> <li>○ 写真などに記録するとともに、外国人県民が生活するうえでの課題についても整理させる。</li> <li>○ 「外国人県民が安心して暮らせる地域づくり」の視点から意見交換させる。</li> <li>○ 外国人県民が安心して暮らせる地域づくりに向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 外国人児童生徒にかかる教育指針(抜粋)（兵庫県教育委員会 [平成 12 (2000) 年]）

世界は今、文化、経済をはじめあらゆる分野の活動が地球規模で展開され、国境を越えた相互依存の様相を強めている。このようなグローバル化が進行する中で、あらゆる国の人々と共生を目指す国際性豊かな人間の育成が求められている。

現在、兵庫県内に在住する外国人は、約 10 万人に及んでおり、そのうち 6 万人あまりが在日韓国・朝鮮人である。また近年は、就労や留学目的等で在住するアジアや中南米諸国の人々が急激に増加してきている。

兵庫県では、平成 6 年 (1994 年) に「地域国際化推進基本指針」を、さらに平成 11 年 (1999 年) には、阪神・淡路大震災における国籍や民族を超えた助け合いの体験などを通じて得た教訓も踏まえ、基本指針の「フォローアップ方策」を策定し、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解や寛容の心を育む「こころの国際化」に努めている。

兵庫県教育委員会では、人権尊重を基盤に国際的視野をもち、異文化を理解し尊重するとともに、異なる文化をもった人々とともに生きていく態度を育む取組を進めてきた。

平成 10 年 (1998 年) 3 月には「人権教育基本方針」を策定し、すべての人の基本的人権を尊重し、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育を推進している。

しかしながら、異質なものを排除しがちな日本の社会にあって、外国人に対して、歴史的経緯や社会的背景などにより生み出された偏見や差別が存在している。このような現状において、外国人児童生徒の中には、本名を名乗りにくいなど、民族的自覚や誇りの確立を阻害されている状況がみられたり、また、日本語理解が不十分なことや文化、生活習慣の違いなどが起因となって、疎外感を感じたり、いじめを受けるなど、諸問題が生じてきている。

そこで、多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒の人権にかかる課題の解決に取り組むため、指針を策定する。

##### <基本的な考え方>

- 1 外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。
- 2 すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていくとする意欲や態度を身につけさせる。
- 3 共生の心を育成することを目指し、すべての児童生徒に多様な文化をもった人々と一緒に生きていくための資質や技能を身につけさせる。
- 4 外国人児童生徒にかかる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。

#### (2) 兵庫県教育委員会の取組

##### ア 子ども多文化共生サポーター

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員と児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターの派遣を行っている。平成 22(2010) 年 12 月現在、24 言語 123 名を 304 校に派遣している。

##### イ 子ども多文化共生ボランティア

外国人児童生徒に対する日本語指導や母語・母文化保持の支援、外国人児童生徒やその保護者に対する通訳や翻訳などの活動を行っている。平成 22(2010) 年 12 月現在、190 名の登録があり、市町教育委員会や学校などの要請により、子ども多文化共生センターが紹介している。

## 未来とともに生きるパートナーとして

関連する主な人権課題：アイヌの人々

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 世界の様々な先住民族の人々と、相互に人格と個性を尊重し合い、共生的かつ多元的な社会を実現していくうえで、「民族の共生」という理念を共有することが重要である。そして、日本国内にも「アイヌ」という先住民族が生活していることを認識することが必要である。
- (2) アイヌの人々の文化や伝統は、保存・伝承が十分に図られているとは言えない状況がある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準などは、他の人々となお格差がある。さらに、結婚や就職などにおいて、偏見や差別の問題が残存している。しかし、これまで、アイヌの人々の問題は、北海道の問題であるとされてきた側面もあり、道外においては、アイヌの文化活動などの取組や理解が十分に進んでいないのが実態である。  
こうした中で、アイヌの人々の人権を尊重する観点から、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めることが求められている。
- (3) 文化の復興とは、単に過去の原状を回復するという意味ではなく、伝統を踏まえて文化の復興を図るとともに、それを基礎として新しい文化を創造していくという、過去から未来へつなげる取組である。すなわち、アイヌ文化の現代的な回復や将来へ向けた創造・発展という視点、また、国民一人一人がアイヌ文化の価値を実感・共有できるような多様な文化と民族の共生という視点が重要である。
- (4) 学校教育においては、アイヌの人々の基本的人権の尊重の視点から教育を推進することが大切である。指導に際しては、日本列島各地の人々が、それぞれに文化的な多様性をもって歴史を形成してきたことに気づかせ、複眼的な歴史認識を育成することが大切である。また、示された資料などの内容を無批判に受け入れるのではなく、自ら資料を収集・選択する力や、それを批判的に読み取って考察する力、さらに、その成果を年表や地図など、自ら作成した資料で適切に表現する力を身に付けさせることも大切である。

### 2 展開例（研究課題(1)）

#### (1) 学習のねらい

アイヌの歴史や世界の先住民族について理解し、多様な文化と民族が共生する社会をめざそうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
1 班で研究テーマを話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「アイヌ民族：歴史と現在」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構）などを参考にして、テーマを決めさせる。</li> </ul>
2 テーマについて、調べた内容を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「現在のアイヌの人々の生活や文化」「世界の先住民族」と関連づけるなど、テーマを掘り下げて整理させる。</li> </ul>
3 班ごとに発表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「アイヌ文化の未来に向けて」「アイヌを身近に感じるには」など、提言やアイデアを盛り込んで発表させる。</li> </ul>
4 ふり返りを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な文化と民族が共生する社会をめざそうとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 法律などにおける「アイヌの人々」及び「アイヌ民族」という表記について

##### ア 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 報告書」[平成 21(2009)年]

個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、その拠り所となる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて、先住民族としてのアイヌという集団を対象とする政策の必要性・合理性も認められなければならない。

先住民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する少数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に随わらずこの少数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である。

##### イ 「人権教育・啓発に関する基本計画」[平成 14(2002)年]

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており…（略）…。

##### ウ 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」[平成 20(2008)年第 169 回国会]

アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

##### エ 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」[平成 9(1997)年]

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

#### (2) アイヌ語について

アイヌ語は、特定の文字で表記する方法が定まっていなかったため、「アイヌ語には文字がない」と言われることがある。しかし、大正時代の頃から、アイヌの人々自身により、ローマ字やひらがな、カタカナなどを用いて、アイヌ語を書き残す取組が続けられており、現在も様々な立場の人によって、アイヌ語の発音を書き表す工夫がされている。また、ラジオなどにおいては、「アイヌ語講座」が開催されている。

なお、平成 21(2009)年、ユネスコは、アイヌ語が「極めて深刻」な消滅の危機にある言語の一つであると指摘している。

#### (3) 神戸新聞 [平成 23(2011)年2月2日付から]

ごみを捨てるとき、その行き先のことでも考えてほしい。アイヌ民族の神話がそのきっかけになれば。廃棄物処分場を舞台としたオリジナルの神話「カムイユカフ」を作成し、木版画と融合させた短編アニメの制作を進めている。

キツネに宿るアイヌの神「カムイ」が廃棄物のせいで自然が汚染されたことを嘆き、土地を返すストーリー。

神話に沿った木版画約30枚を制作、横浜市在住のアニメーター杉原由美子さんが映像化を担当し、今春の完成を目指す。

アイヌ神話で環境問題を訴える木版画家

アートを通じてアイヌの精神を伝えようと、約10年前から札幌市を拠点に音楽ライブや若手芸術家の支援など、幅広い活動をしてきたが、神話の創作には「恐れ多くて」手が出せなかつた。その一方で「自然への

ゆうき 結城 こうじ 幸司さん



1作目の今回、このテーマにしたのは北海道に実在する廃棄物処分場に足を運び、近隣で暮らす人の話を聞いたのがきっかけ。周囲に漂う臭い、環境悪化に不安を訴える声。胸に響いた。「誰もがゴミを捨てて生きている。その生活が自然を犠牲にして成り立っていることを意識することが大切と伝えたい」と語る。結城さん出演の音楽ライブで行われた昨夏の予告上映。キツネが一筋の涙を流す場面に100人を超す観客がじっと見入った。作品へ高まる期待に完成への決意を新たにした。家族は妻と2男3女。北海道出身。

## いま、自分たちにできること

関連する主な人権課題：HIV感染者・ハンセン病回復者等

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 「エイズ」が初めて報告されてから、約 30 年が経過している。「国際連合ミレニアム宣言」(MDGs)においては、「エイズの蔓延を 2015 年までに食い止め、その後減少させる。」という目標が定められ、世界的には、流行の拡大は阻止され減少傾向に転じつつある。また、多くの国においては、国家的なエイズ対策の中で人権の重要性が明示され、HIV に関する差別と偏見をなくすプログラムを策定している。しかし、一方で、HIV にかかる差別と偏見は全世界に残存し、特に、貧困、男女の不平等、保健及び教育制度の不平等などが、HIV 対策の進展を阻む要因となっている。このような現状を踏まえ、国際社会は、「新たな感染、差別、エイズによる死亡をゼロに」を目標に、効果的な予防や治療、ケアサービスなどの取組を強化している。
- (2) 病気としての「ハンセン病」は、医学的に治癒可能な病気である。自由な社会生活が可能であったにもかかわらず、日本のハンセン病患者・回復者は、病気としてだけではなく、ハンセン病に対する国の施策の誤りや、病気に対する誤った概念の流布に基づく社会的、人道的な差別を受けてきた経緯がある。今後、こうした歴史を踏まえ、疾病を理由とする偏見や差別が起こらないよう、すべての人が疾病に関する正しい知識をもつことが大切である。
- (3) 指導に際しては、感染症は、①時代や地域によって自然環境や社会環境の影響を受け、発生や流行に違いが見られること、②グローバル化の進展などにより短時間で広がりやすくなっていること、③新たな病原体の出現、感染症に対する社会の意識の変化などにより、エイズや結核などの新興（再興）感染症の発生や流行が見られることなどを正しく理解させることが大切である。また、人権教育の視点からは、知識として学ぶだけでなく、交流活動などにより、生徒が体験的、共感的に学習することが効果的である。

### 2 展開例（ケーススタディ）

#### (1) 学習のねらい

ハンセン病について理解し、「同じ過ち」を繰り返さないために、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学　習　活　動	指　導　上　の　留　意　点
1 ハンセン病について調べる。	○ 法律の変遷や過去の差別の実態などについても調べさせる。
2 谷川さんの手記と詠歌の感想を話し合う。	○ 谷川さんが手記に託した思いや願いを共感的に理解させるとともに、家族の思いや願いについても考えさせる。
3 「同じ過ち」を繰り返さないために、自分たちにできることを考える。	○ 疾病に対する正しい認識の大切さに気づかせる。
4 ふり返りを行う。	○ 交流活動などに、積極的に参加しようとする意欲や態度を身につけさせる。

### 3 参考

#### (1) ハンセン病に関する法令などの経緯

- 明治 40 (1907) 年 「癞予防ニ関スル件」公布
- 昭和 6 (1931) 年 「癞予防法」公布
- 昭和 28 (1953) 年 「らい予防法」公布
- 平成 8 (1996) 年 「らい予防法の廃止に関する法律」施行
- 平成 21 (2009) 年 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行

#### (2) 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」前文 [平成 20 (2008) 年]

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成 13 年 6 月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すこととした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るために、この法律を制定する。

#### (3) 兵庫県教育委員会 HP 「ワンショットニュース」 [平成 22 (2010) 年 9 月 16 日付から]

このたび、県立神戸高校の生徒が、国のスーパーイエンスハイスクール（SSH）生徒研究発表会において、新型インフルエンザの流行を数学的に予測する研究を発表、文部科学大臣表彰を受賞し、その受賞報告を兼ねて教育長を表敬訪問しました。

昨年、新型インフルエンザが猛威をふるっている最中、その流行を予測するという独創的な着眼点から研究を開始し、粘り強く研究を重ねた結果、今回の受賞に至りました。

この受賞をきっかけに、今後は、自然科学等の分野でさらに活躍することが期待されます。

#### (4) 神戸新聞「悩まされた2次被害 新型インフル、学会で報告へ」[平成 22 (2010) 年 5 月 16 日付から]

##### 誤解からの誹謗中傷など

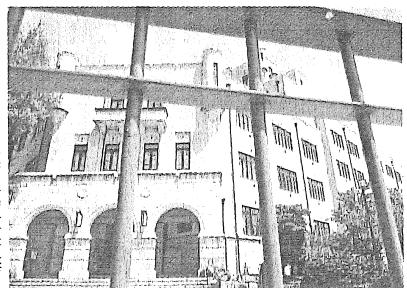
##### 悩まされた2次被害

##### 新型インフル休校から1年

神戸高校養護教諭・渡辺さん  
災害看護学会で体験報告へ  
同校では昨年5月、生告があったりた。生徒  
徒17人が感染。一部の生がバスに乗ると、すぐに  
徒は防護服を着てカマラ  
のラッシュを浴びながら病院に入り、一步も外  
に出られなかつた。学校が「感染源」とい  
うような誤解が広がり、安の裏返し世間の目が  
農や家族、高校、地域  
が2次被害に悩まされ  
た。『えらいことしてく  
かかってきたら、爆破子  
渡辺さんは振り返る。  
渡辺さんは振り返る。

1年前の新型インフルエンザ感染拡大では、  
感染者の心のケアも課題になつた。国内の「水  
際」以外で初の感染者が確認された県立神戸高  
校（神戸市灘区）で、生徒のサポートを担つ  
た養護教諭の渡辺かおるさん（52）が8月、福  
井県である日本災害看護学会で体験を語る。  
誹謗中傷など2次被害が問題になつたことなどを  
報告。「感染症は人権問題。最も正しい  
知識や冷静な対応を呼び掛けることが欠かせな  
い」と訴える。（中島摩子）

##### 感染者の心のケアも課題に



新型インフルエンザで休校になった県立神戸高校。誹謗（ひぼう）中傷など2次被害が問題になつた=2009年5月、神戸市灘区

県内の公立高校は一斉  
休校。その再開を前に、全  
教職員が研修会で心のケ  
アの方法を学んだ。生徒  
には電話相談や個別健康  
相談、家庭訪問をした。夏  
休み中には感染した生徒  
を集めて語る講義を行った。  
同じく心の悩みを持  
つた生徒同士が体験を振  
り返り、共感をもつて語った。  
同じく心の悩みを持  
つた生徒同士が体験を振  
り返り、共感をもつて語った。  
渡辺さんは昨年9月、  
と語る。

## インターネットの向こう側

関連する主な人権課題：インターネットによる人権侵害

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) インターネットにより、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えている。他人への誹謗中傷や、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な落書きなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れている。また、近年、特に問題となっている児童ポルノは、それ自体、決して子どもの人権擁護上許されるものではない。しかも、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となる。その結果、被害を受けた児童は、将来にわたって永く苦しむこととなるなど、重大かつ深刻な人権侵害である。
- (2) インターネットによるコミュニケーションは、「人ととのコミュニケーション」であることを常に意識して、互いの人権に配慮すること、コンピューターや情報通信ネットワークの特性などにも配慮することが大切である。また、社会的・文化的な環境や考え方には、人それぞれに違いがあること、利用する情報機器の技術的な環境にも違いがあることなどにも配慮することが必要である。
- (3) 情報発信の結果として、他者の人権を侵害し、損害を与える可能性もありえることに留意し、結果を予見することを習慣づけることが大切である。また、人権を侵害する可能性がある場合には、その情報発信を控えるなど、慎重な態度を保つことが重要である。情報発信の際には、老眼や視覚障害、聴覚障害などの人も含めて、すべての人に情報の利用が可能になるよう、ユニバーサルデザインの考え方をもって情報の表現方法を工夫することが大切である。
- (4) 指導に際しては、情報モラルなどに関する学習の成果を踏まえ、情報社会におけるよりよい人間関係を構築するためには、その基盤として、日常生活における望ましいコミュニケーションの在り方を理解させるとともに、自他の人権も大切にしようとする意欲や態度を育成することが重要である。

### 2 展開例（研究課題(1)）

#### (1) 学習のねらい

情報モラルなどについて正しく理解し、自他の人権を尊重しながらインターネットを活用しようとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各自の体験を踏まえて、インターネットにおけるトラブルについて話し合う。</li> <li>2 情報モラルについて知っていることをまとめる。</li> <li>3 自分自身の情報モラルを高めるには、どのようにすればよいか話し合う。</li> <li>4 ふり返りを行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人に知られたくない体験をもつ生徒もいることに配慮させる。</li> <li>○ 教科「情報」の内容と関連付けてまとめさせる。</li> <li>○ 日常生活におけるコミュニケーションのあり方などと関連付けながら考えさせる。</li> <li>○ 自他の人権を尊重しながらインターネットを活用しようとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」

[O E C D (経済協力開発機構) 昭和 55 (1980) 年]

プライバシー保護などに関する国際的な基本原則を定めたものであり、日本の個人情報保護法の考え方のベースになったものである。自分に関する情報は、自分でコントロールするという考え方立ち、「安全保護の原則（個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示などの危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。）」などの国内適用 8 原則が勧告されている。

#### (2) 個人情報保護の過剰反応について（兵庫県民情報センターHPより作成）

個人情報保護法が、平成 17 (2005) 年 4 月に全面施行されたことを契機に、必要とされる個人情報の提供が行われなかつたり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、いわゆる「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。この背景としては、個人情報保護法の誤解や理解不足、個人情報保護制度の導入を名目として、個人情報の提供を拒んでいることなどが指摘されている。個人情報保護法の目的は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することであるから、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いが確保される必要がある。

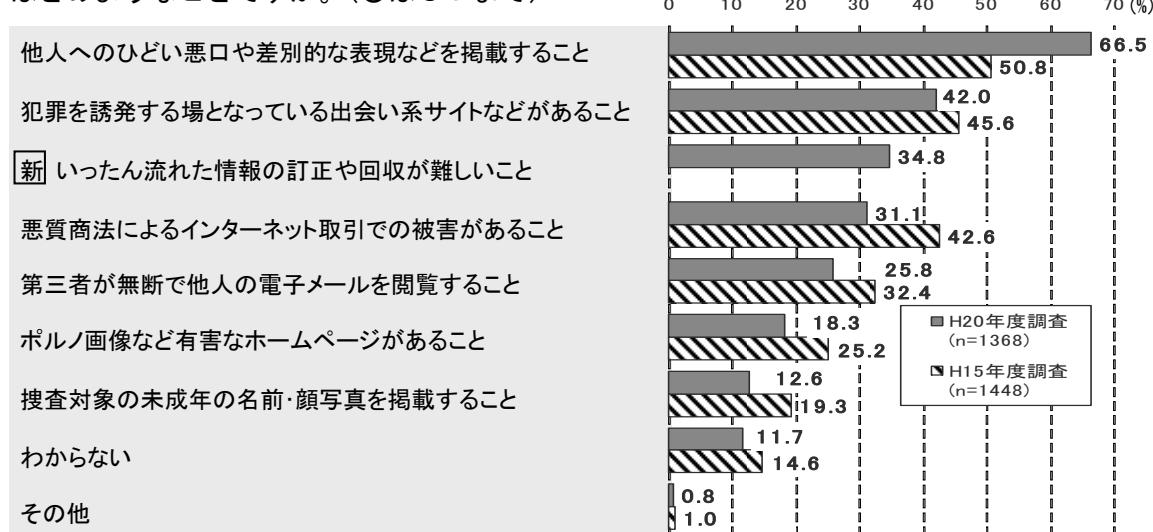
#### (3) 主な関連法令など

施 行	最終改正※	名 称
平成 11 (1999)年	平成 16 (2004)年	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）
平成 15 (2003)年	平成 20 (2008)年	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）
平成 21 (2009)年		青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
昭和 38 年 (1963 年)	平成 21 (2009)年	青少年愛護条例（兵庫県）

※ 平成 23(2011) 年 3 月末現在

#### (4) 人権に関する県民意識調査

インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが、とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は 3 つまで）



※ 新 は、平成 20 年度に新たに設けた項目。 （平成 20(2008) 年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会）

## 多様な働き方と生き方が選択できる社会に向けて

関連する主な人権課題：働く人の人権

### 1 テーマの背景及び指導の観点

(1) 平成 22 年度版「経済労働白書」には、「バブル崩壊以降、日本社会においては、産業社会のありようを十分に見通せないまま、人件費コストを抑止する改革が先行し、賃金の低下、不安定就業者の増加、所得格差の拡大などの諸問題を引き起こすこととなった。これから社会は、多くの人が感じているように、物があふれる豊かさから、心の豊かさを重視する社会に向かうものと考えられる。日々の仕事も、規格化された商品を大量に生産し、市場へと供給することから、柔軟にサービスや情報を提供するものへと変化していくと予測される。実際に、こうした社会の変化の中で、今後の企業は、製品の製造技術を根幹に置きながらも、幅広い専門知識、人々の協力や信頼感を生み出すことのできるコミュニケーション能力を今まで以上に必要とされる」という趣旨の指摘がある。

(2) 日本社会は、経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、自己啓発などの個人の時間をもてる健康で豊かな生活ができるように、社会全体で「仕事と生活の調和」の実現が求められている。

また、「仕事と生活の調和」と経済成長は、車の両輪のようなものである。性や年齢などにかかわらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、日本の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

(3) 指導に際しては、例えば、経済構造の変化や国民の勤労権の保障の観点から近年の雇用や労働問題の動向について、理解を深めさせることなどが考えられる。その際、終身雇用や年功序列など、雇用にかかわる慣例の変化や非正規社員の増加、中高年雇用や外国人労働者にかかわる問題、労働保護立法の動向、労働組合の役割、仕事と生活の調和などと関連させながら、雇用の在り方や労働問題について国民福祉の向上の観点などから考えさせることが大切である。

また、職に就き、働くうえで不利益な扱いや不当な差別を受けないようにするために、キャリア形成の視点から、労働者としての権利や義務、雇用契約の法的意味、求人情報の獲得方法、人権侵害などへの対処方法、相談機関などに関する情報などを生徒に理解させることが大切である。

### 2 展開例（ケーススタディ）

#### (1) 学習のねらい

労働にかかわる権利や今日的な課題について理解し、「仕事と生活の調和」がとれた生き方をめざそうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学　習　活　動	指　導　上　の　留　意　点
<p>1 それぞれの「意見」について気になる所がないか話し合う。</p> <p>2 自分の考えに近い「意見」を選ぶ。</p> <p>3 労働や仕事に関する今日的な課題の解決には何が大切なかを考える。</p> <p>4 日本国憲法などで保障されている働く人の権利について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「自己責任」で解決できない一面もあることに気づかせる。</li> <li>○ 複数の「意見」をまとめながら、自分の考えを深めさせる。</li> <li>○ 勤労觀や職業觀を確立することの大切さを認識させる。</li> <li>○ 「仕事と生活の調和」がとれた生き方をめざそうとする意欲や態度を身につける。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

平成 18(2006)年に改正された「男女雇用機会均等法」では、「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に起因するものと定義している。兵庫県教育委員会においては、法改正を受け、平成 22(2010)年に、平成 11(1999)年に策定した「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」を改正した。この中で、「セクシュアル・ハラスメント」の未然防止に向けて、人権の観点からの取組の重要性を示すとともに、職場での「相談窓口」の設置及び趣旨の周知徹底を図っている。

#### (2) パワー・ハラスメント

法務省人権擁護局の文書では、「パワー・ハラスメント」とは、職場において職権を利用し、部下の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返すなどして精神的な苦痛を与え、職場環境を悪化させたり雇用不安を与えることと示されている。兵庫県においては、平成 21(2009)年、職場における「いじめ・嫌がらせ」の問題として「パワー・ハラスメント」が社会問題となっていることを指摘のうえ、「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」を策定した。

#### (3) ホームレスの人権について

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」〔平成 20 (2008) 年〕においては、「新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、必要な取組を行っていくことが求められる」としたうえで、その他の人権課題の例の一つとして、「ホームレスの人権」を示している。また、法務省人権擁護局「平成 22 年度版 人権の擁護」においては、主な人権課題の一つとして、「ホームレス」を取り上げ、ホームレスに対する「嫌がらせや暴行を加える事案」の発生を指摘のうえ、「近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消」に取り組むとしている。

#### ア 内閣府「人権擁護に関する世論調査」〔平成 19(2007) 年〕

「ホームレスについて、どのような問題が起きていると思いますか?」※ (複数回答)

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ■ 通行人等が暴力をふるうこと        | 49.2 % |
| ■ 経済的に自立が困難なこと         | 45.9 % |
| ■ じろじろ見られたり、避けられたりすること | 35.8 % |
| ■ 差別的な言動をすること          | 29.8 % |
| ■ 就職・職場で不利な扱いをすること     | 27.5 % |
| ■ アパート等の入居を拒否すること      | 22.8 % |
| ■ 近隣住民等が嫌がらせをすること      | 21.3 % |
| ■ 店舗等への入店や施設利用を拒否すること  | 20.2 % |
| ■ 特にない・わからない           | 16.0 % |

#### イ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 〔平成 14 (2002) 年〕

「自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいる」と現状認識のうえ、ホームレスの人権擁護の必要性を述べた。また、この法律において「ホームレス」とは、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義している。

#### ウ ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 〔平成 20 (2008) 年〕

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権擁護については、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図ることが必要であるとしている。

#### エ 兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針 〔平成 22 (2010) 年〕

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及・高揚を図るために啓発広報活動を実施するとともに、学校教育の場においても、児童生徒の発達段階や地域の実態を考慮しながら、人権教育を通じてホームレスに対する偏見や差別意識の解消に取り組むと方針を示している。

## 公正な採用選考に向けて

主な内容：就職と人権について

### 1 テーマの背景及び指導の観点

(1) 「同和対策審議会答申」[昭和 40(1965)年]は、職業選択の自由の保障には、就職の機会均等の保障が不可欠であるという認識に立ち、「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害」であり、「市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり」、中でも「職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が、完全に保障されていないことがとくに重大である」という認識を示した。また、「地域改善対策協議会意見具申」[平成 8(1996)年]においては、「職業の安定は直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善をはかるうえで基本となるものである」と述べられている。

「人権教育・啓発に関する基本計画」[平成 14(2002)年]においては、同和問題について、「教育、就職、産業等の面での問題等がある」としたうえで、「就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られる必要がある」と指摘している。

(2) 身元調査などは、実質的には家庭の資産・環境・信条・信望・風評などにより、採用・不採用を左右する疑義があり、応募者の能力・適性・意欲とは直接結びつかないものである。

しかし、現実には、応募者の能力・適性・意欲と関係のない家庭条件や住宅環境、その他の理由で不採用になるなど、資質を備えているにもかかわらず不合格になってきた例が少なくなかった。特に、同和問題については、30余年に及ぶ特別措置法のもとに生活環境など、多くの面で改善が図られてきたが、現在でも就労や教育の分野において課題が残されている。職業選択の自由や就職の機会均等などは保障されなければならないことであり、企業は、採用前・採用後を通じた公正・公平な取扱いの徹底に努める必要がある。

(3) 今日、勤労・職業に対する理解の不足や安易な考え方など、若者の勤労観・職業観の未成熟や、そのことに起因する仕事とのミス・マッチなどの問題が指摘されている。また、雇用を巡る状況も急速に変化し、生徒が、望ましい勤労観・職業観を確立することは、重要な課題となっている。このことは、将来の社会的自立、職業的自立の観点からも、指導の充実が求められている。

### 2 展開例（ケーススタディ）

#### (1) 学習のねらい

近畿統一応募用紙の趣旨を理解し、公正な採用選考に向けての実践的な意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学　習　活　動	指　導　上　の　留　意　点
<p>1 「採用選考時に配慮すべき事項」について理解する。</p> <p>2 過去の社用紙と現在の近畿統一応募用紙を比較する。</p> <p>3 近畿統一応募用紙の趣旨を理解する。</p> <p>4 ふり返りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国籍や本籍地を聞くことは、外国人差別や同和問題にかかわることを生徒の実態に合わせて指導する。</li> <li>○ 過去の社用紙の問題点について考えさせる。</li> <li>○ 日本国憲法で保障された「職業選択の自由」や「就職の機会均等」などについて理解させる。</li> <li>○ 公正な採用選考に向けての実践的な意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### 履歴書（過去の社用紙）

ふりがな 氏名		性別 生年月日	男・女	写真
ふりがな 旧姓		ふりがな 筆頭者氏名	印	
本籍地				
現住所				
連絡先				

卒業予定校			
資格免許			
賞罰			
得意な学科		苦手な学科	
クラブ活動		特技・趣味	

性格の長所		性格の短所	
読書の傾向		愛読書	
尊敬する人		信仰宗教	
支持政党		購読新聞	
親友氏名		交友関係	男 人・女人

会社内知人			
志望動機			

家族氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	職業(勤務先)	身体状況	生死別理由

住居の実状	持家	借家	借部屋	居住地付近の地図
家庭の収入	月平均 円			
資産	家屋(坪) 畑(反)	田(反)	山林(町)	
上記の記載に誤りがあった場合は採用を取り消されても異存ありません				
保護者氏名	印			

## 自分の心を見つめてみよう

主な内容：結婚と人権について

### 1 テーマの背景及び指導の観点

(1) 結婚は、個人の尊厳と両性の平等に基づく私的な行為であるが、同時に社会的な営みでもある。今日、人々の価値観が多様化し、結婚に至る過程だけでなく、結婚後の生き方にも様々なスタイルが認められるようになっている。また、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」[平成 21(2009)年]では、「結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくとも、どちらでもよいと考える人が 7 割に達する」という調査結果も報告されている。

一方で、個人よりも個人の属性を重視しがちな、いわゆる「世間体」が依然として存在し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」[平成 14(2002)年]においても、「現在でも結婚問題を中心とする差別事象がみられる」と指摘されている。

(2) 指導に際しては、結婚問題を通して、生徒に自分の心を見つめ直させることが大切である。また、同和問題に起因する差別に限らず、結婚差別を乗り越え、様々な人権課題を解決しようとする意欲や態度を身につけさせることが重要である。

さらに、例えば、結婚式や披露宴は、どのようにして生まれ変化していくのか、社会と人々の意識の変化がどう影響しているかなどについて考察し、物事を合理的、科学的にとらえようとする意欲や態度を育成することも大切である。

### 2 展開例（活動課題(2)）

#### (1) 学習のねらい

結婚差別の現状を理解し、物事を合理的、科学的にとらえ、結婚差別を乗り越えようとする実践的な意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動		指導上の留意点								
1 結婚差別の現状を理解する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人、同和問題、障害のある人など、さまざまな結婚差別の実態があることを理解させる。</li> </ul>								
2 結婚差別の背景について考える。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結婚に際して、人々の心に潜む偏見や差別意識が表面化しやすいことに気づかせる。</li> </ul>								
3 結婚差別を乗り越えるには、どのようにすればよいか話し合う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世間体や迷信に迷うことなく、物事を合理的、科学的にとらえることの大切さに気づかせる。</li> </ul>								
4 ふり返りを行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分とのかかわりでとらえさせ、結婚に対して明るい展望をもたせる。</li> </ul>								

### 3 参考

#### (1) 国際結婚について

年次	婚姻総数 (組)	国際結婚 (組)	% 3.2%	妻が 外国籍 (人)	妻の国籍上位			夫が 外国籍 (人)	夫の国籍上位		
					1	2	3		1	2	3
1989	708,316	22,843	3.2%	17,800	韓国・朝鮮	中国	米国	5,043	韓国・朝鮮	米国	中国
1999	762,028	31,900	4.2%	24,272	中国	フィリピン	韓国・朝鮮	7,628	韓国・朝鮮	米国	中国
2009	707,734	34,393	4.9%	26,747	中国	フィリピン	韓国・朝鮮	7,646	韓国・朝鮮	米国	中国

(厚生労働省 平成 21 年度人口動態調査「夫婦の国籍別にみた年次別婚姻件数」より作成)

## (2) コラム「増加しつつある国際結婚」

国際結婚もまた、多様な選択の中の一つの結婚のスタイルである。

80年には、我が国の年間の婚姻件数の99.1%が夫妻とも日本国籍で、外国籍の妻との結婚は0.6%、外国籍の夫との結婚は0.4%といずれも非常に少なものであった（厚生労働省「人口動態統計」）。しかし、80年代後半から、外国籍の妻との結婚は2%台に乗り、2003年では3.8%、約2万8,000件となっている。また、外国籍の夫との結婚も増加し、90年代後半からは1%程度を占めるようになり、2003年では約8,200件となっている。

外国人である妻の国籍の内訳を見ると、90年代では韓国・朝鮮籍が最も多い。それ以外の国籍の人が増えてきていることで次第に割合は減少しているが、2003年においても19.1%を占めている。それ以外の国籍で大きく伸びてきているのが、中国（36.7%）とフィリピン（28.0%）である。

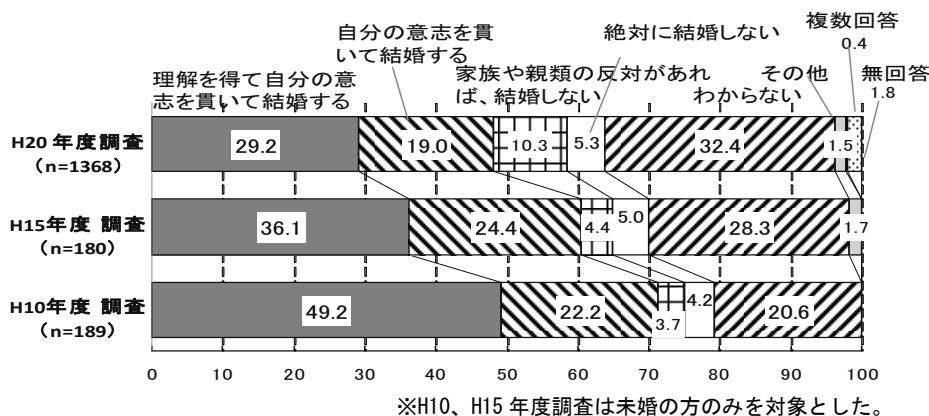
外国人である夫の国籍の内訳では、やはり韓国・朝鮮籍が多く、2003年においても27.4%を占めているが、それ以外の国籍を見ると妻の場合とは異なり、中国10.9%、フィリピン1.4%であるのに対し、アメリカが18.7%で、韓国・朝鮮に続いている。さらに、その他の国が多いことから、資料では個別の国としては示されていない欧州各国の人なども含まれていると考えられる。また、ブラジル、ペルーも1995年以降徐々に増加している。全体として、日本人の男性は韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイなどのアジアの女性と結婚していることが多く、他方、日本人の女性は韓国・朝鮮に次いで欧米人などと結婚していることが多いという様子がうかがえる。

（「平成17年度版 国民生活白書」）

## (3) 人権に関する県民意識調査

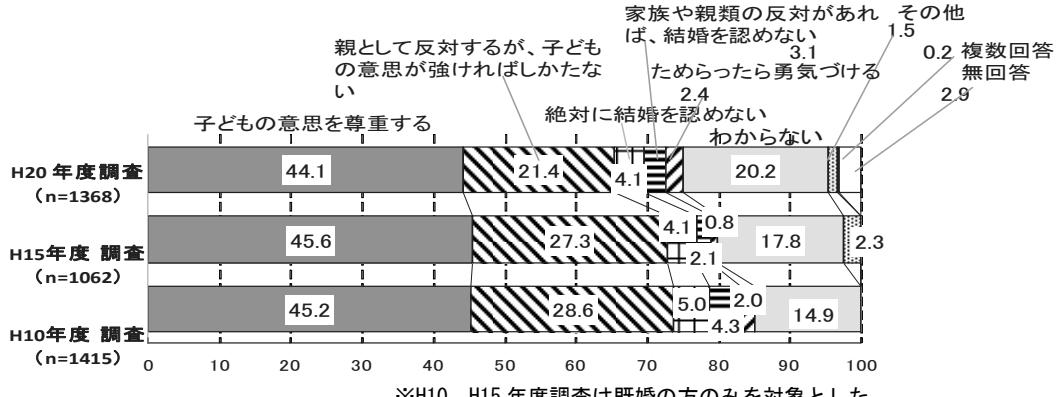
### ア 結婚相手がいわゆる同和地区の人であったときの行動

たとえばあなたの結婚相手が、いわゆる同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。



### イ 結婚相手がいわゆる同和地区の人であったときの行動

たとえばあなたのお子さんの結婚相手が、いわゆる同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。



（平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会）

## 震災の教訓を次世代の子どもたちへ

主な内容：防災と人権について

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 災害大国日本に暮らす人々にとって、防災力の向上は、欠くことのできないものである。そのため、自然災害に対する深い理解や、防災・減災能力を育成することが求められている。  
しかし、自然災害の記憶は、時間の経過とともに人々の心から薄れてゆくことは避けられない。また、社会の一部には、自然災害に対する理解不足やリスクに対する認識の甘さ、「自分は災害には遭わない」という根拠のない「仮想的安心感」などが存在し、このことが自然災害による被害を一層拡大させ、生かされない教訓の再生産につながるという指摘もある。  
そこで、防災教育の広範かつ継続的な取組を推進していくことが重要である。
- (2) 阪神・淡路大震災においては、①高齢者や障害者などの「災害時要援護者」に対する安否確認や状況把握に手間取ったこと、②情報の不足、③被災後の生活などのケアが十分でなかったことなど、多くの課題が生じた。このため、地域における「災害時要援護者」情報の共有や避難支援体制の構築が課題となっている。しかし、郡部では過疎化や高齢化などにより、地域における防災の担い手が不足し、都市部では地縁組織が脆弱で、隣人の顔が見えにくいなどの現状がある。そのため、地域における平常時の共助体制の構築と関連付けながら地域社会づくりをすすめることが求められている。
- (3) 指導に際しては、災害時に自分の命を守る「自助」の確立と、助け合いやボランティア精神などの「共助」の心をはぐくむ「兵庫の防災教育」と関連づけながら、「命を尊重する心」「人と人とのふれあいを大切にし、他者を思いやる心」「ボランティア活動に積極的に参加しようとする心」などの育成を通して、人間としての在り方生き方にせまることが大切である。
- (4) ボランティア活動については、災害援助活動、地域のコミュニティづくりなどを生徒自身が調べたり、ボランティア活動に携わっている人の話を聞いたりすることを通して、ボランティア活動の意義の理解や自己の在り方生き方についての自覚や認識を深めていくことが大切である。その際、自発性・無償性・公共性・先駆性などのボランティア活動の基本的性格について理解させ、実践しようとする意欲や態度を身につけさせることが大切である。また、学校や地域などにおいてボランティア活動を体験する機会を設定し、活動に必要な知識や技能を体験的、実践的に学ぶことも重要である。

### 2 展開例（活動課題(1)）

#### (1) 学習のねらい

居住地域のハザード（危険の原因・危険物・障害物）の実態を理解し、防災・減災意識を高め、安全で安心できる地域づくりに主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居住地をもとに班を作る。</li> <li>2 地域で調査を行う。</li> <li>3 調査内容をまとめ、発表する。</li> <li>4 ふり返りを行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動目的や活動上の注意事項を理解させる。</li> <li>○ 家族から近隣の「災害時要援護者」情報なども聞き取らせる。</li> <li>○ 安全で安心できる地域づくりの視点から、課題を整理させる。</li> <li>○ 地域社会の一員として、日頃から防災・減災意識をもつことの大切さに気づかせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 1.17ひょうご安全の日宣言

阪神・淡路大震災から 16 年が経った  
 私たちは日本と世界の多くの人たちに  
 地震の被害に遭う前に 震災の教訓を知ってもらいたい  
 生かしてもらいたいと願って 発信し続けてきた  
 昨年 1 月にハイチで大地震があった  
 人口 250 万人の首都ポルト・プラントなどで  
 22 万人以上が犠牲になった  
 復旧・復興事業は難渋し 感染症も広がった  
 21 世紀に入って 巨大災害の発生がとくに目立つ  
 犠牲者が 1 万人を超えた災害が この 10 年間で 7 回も起こった  
 每年のように 世界中で多くの人たちが犠牲になっている  
 やはり 震災の教訓がまだまだ伝え 生かされていないのだ  
 チリ津波災害から 50 年を迎える またチリ沖地震津波が来襲した  
 幸い 人は亡くならなかつたけれど水産施設に大きな被害が出た  
 日頃から津波に備えた対策がなかつたことが原因だ  
 しかも 避難勧告や指示に従つた人はたつた 3.8% にとどまつた  
 50 年前の教訓が伝え 生かされていないのだ  
 誰でも地震や風水害に遭遇する  
 私たちが持つてゐる災害の教訓をもっと活用しよう  
 日々の生活の中でもっと備えよう  
 それを自分から 家庭から 学校から 職場から 地域から発信したい  
 伝えよう もっと伝えよう阪神・淡路大震災の教訓を  
 備えよう もっと備えよう 減災社会を目指して  
 震災の教訓は すべての災害に通じる知恵だから

#### (2) 阪神・淡路大震災における県内の死者数

##### 《国籍別内訳》

□ 日本	6,231 人
□ 韓国・朝鮮	107 人
□ 中国	40 人
□ ブラジル	8 人
□ ミャンマー	3 人
□ アメリカ	2 人
□ フィリピン	1 人
□ オーストラリア	1 人
□ 不明	9 人
合計	6,402 人

（「阪神・淡路大震災の死者に  
 係る調査について（記者発表  
 資料）」[平成 17(2005) 年 12  
 月 22 日付] より作成）

(平成 23(2011) 年 1 月 17 日 ひょうご安全の日推進県民会議)

#### (3) 災害時要援護者に対する救助・避難誘導時の配慮事項（例）

対象者	配慮事項
ねたきり 高齢者	車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
視覚障害者	白杖等を確保する。また、日常の生活圏であつても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障害者 音声言語機能障害者	手話や筆談（筆記用具等を用意しておく）によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
肢体不自由者	自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障害者 (難病患者等)	常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。
知的障害者	災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。また、動搖している場合には、気持ちを落ち着かせることが大切である。
精神障害者	災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて誘導する。また、動搖している場合には、気持ちを落ち着かせることが大切である。
乳幼児 児童	災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、自力で避難することが困難な場合には、適切に誘導する。

（「災害時要援護者支援指針」[平成 19(2007) 年] 兵庫県）

## 「つながり」に気づき、自分から始めよう

主な内容：地球環境と人権について

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 「環境」は、社会の変化に伴って切実に意識されるようになってきた「持続可能な社会」の実現にかかわる課題である。現代社会に生きるすべての人が、この課題を自分のこととして受け止め、日々の生活の中で自己の在り方生き方とのかかわりで意識し、よりよい方向に向けて行動することが望まれている。
- (2) 指導に際しては、地球環境問題を理論的に理解し、課題の解決に向けて総合的、横断的に考えながら、主体的な価値選択と意思決定ができるようにすることが重要である。さらに、積極的に地域の環境保全活動に参加し、公共心や環境意識を養うとともに、環境倫理について学ぶことも大切である。そして、このような学習を発展的に人権や福祉などの課題の解決につなげることが重要である。

また、エネルギー環境の問題や「持続可能な社会」の構築の問題に関する学習を踏まえ、日々の暮らしの改善に向けて行動したり、環境保全にかかわる職業の選択を真剣に考えたりするなど、関連を図りながら学習させることが大切である。例えば、フィールドワークによる調査や地域の環境保全の取組に参画するなどの学習を通して、地域に限らず地球規模の環境問題をより深く学び、環境問題の解決に積極的に寄与しようとする意欲や態度を身につけることなどが考えられる。

### 2 展開例（ケーススタディ）

#### (1) 学習のねらい

地球環境問題や「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の趣旨を理解し、「持続可能な社会」の実現に向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今までの環境学習の内容をふり返る。</li> <li>2 日常生活における環境問題について話し合う。</li> <li>3 「持続可能な社会」が提唱されている背景を考える。</li> <li>4 ふり返りをする。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境学習を踏まえて、各自が取り組んでいることを発表させる。</li> <li>○ 自分と環境問題とのかかわりを改めて考えさせる。</li> <li>○ 「生命の尊重と人類の共存」「多様性の尊重」などと関連づけてとらえさせる。</li> <li>○ 「持続可能な社会」の実現に向けて、「5 R」生活の実践など、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 環境と人権を考えるうえで、参照される法律など

##### ア 日本国憲法第13条（個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[解説] 幸福追求権は、14条以下の個別的人権として列挙されていないプライバシー権、環境権、自己決定権などの人権を導き出す根拠となる権利である。判例では個人の具体的権利とはいえないといわれているが、環境保護に関する憲法上の根拠となる。

##### イ 日本国憲法第25条（生存権、国の社会保障義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部分について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[平成5年第126回国会参議院予算委員会 内閣法制局長官答弁]

「憲法第25条第1項におきまして、国民が『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』、こういうふうにされていることから、国は国民が健康で文化的な最低限度の生活ができるように環境保全のための諸施策を実施するそういう責務があり、このような國の責務を果たすための基本理念というようなことであるといたしますれば、それは憲法25条に由来するものと言うことができるのではないか。」

##### ウ 環境基本法第3条（環境の恵沢の享受と継承等）

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

#### エ 各国の憲法における「環境権」の条項（抜粋）

##### (ア) 韓国 第35条（環境権）

すべて国民は、健康かつ快適な環境の下で生活する権利を有し、国家および国民は、環境保全のために努めなければならない。

##### (イ) スペイン 第45条（環境権、環境保全の義務）

何人も、人格の発展にふさわしい環境を享受する権利を有し、および、これを保護する義務を負う。

##### (ウ) ドイツ 第20a条（自然的生活基盤の保護義務）

国は来るべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また法律および法の基準にしたがって、執行権および裁判を通じて、自然的生活基盤と動物を保護する。

##### (2) 「地球憲章」（中高生版：前文）

現在、私たちはとても重要な時代に生きています。地球の保護か、あるいは、その永遠の破壊のいずれかを選択しなければならない時代なのです。私たちは、様々な文化や生き物と運命を同じくする大きな家族の一員であり、それゆえ私たちは、自然を尊守し、人権を尊重し、平和と公正さの上に共存するために団結する必要があります。私たちは、現在と次世代の人々に対して責任を担っています。

## 心の中に平和の灯を

主な内容：平和と人権について

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 「ユネスコ憲章」には、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と示されている。また、国際連合の「平和の文化に関する宣言」には、「平和とは、ただ単に紛争がない状態ではなく、相互理解と協調の精神で対話を奨励し、紛争を解決する積極的で活力に満ちた参加のプロセスを必要としている」と明記されている。
- (2) 「教育基本法」の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことは、日本国憲法において定められた日本国民の決意である。平和は、人間の心の内に確立すべき課題でもあり、日常生活の中で平和を実現していく努力こそ、民主的で平和的な社会及び国家を実現するうえで重要である。
- (3) 指導に際しては、社会的事象を多角的・多面的に考察・分析し、人権尊重の視点に立って考え、解決しようとする大切さを認識させる。また、日常の生活において発生する対立を、平和的に解決する力を日々の教育活動の中で育成することも大切である。さらに、国際社会の一員として、互いの文化を理解し、尊重しようとする態度を育成するとともに、文化や生活習慣の違う国の人々と豊かに共生することができる社会の実現に向けて取り組もうとする意欲や態度を育成することが大切である。

### 2 展開例（研究課題(1)）

#### (1) 学習のねらい

国際社会における平和に対する考え方の変遷を理解し、自分の心の中に平和を確立しようとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際社会における平和に対する考え方の変遷を調べる。</li> <li>2 国際連合の果たす役割を考える。</li> <li>3 平和の実現に向けて、何が大切か話し合う。</li> <li>4 ふり返りを行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冷戦終結の前後で、平和に対する考え方方がどのように変化したかに着目させる。</li> <li>○ 関連教科の学習内容と関連付け、グローバル化など、社会の変化も視野に入れさせる。</li> <li>○ 国際社会や国家の取組だけでなく、日常生活のレベルからも考えさせる。</li> <li>○ 人類の平和と共存に向けて、自分の心の中に平和を確立しようとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) ユネスコ「わたしの平和宣言」

- ① すべての人の生命を大切にします  
差別や偏見を持たないで、一人一人の生命と人権を尊重します。
- ② どんな暴力も許しません  
積極的に非暴力を支持します。特に弱い立場にある幼児や青少年に向けられた身体への暴力、性的虐待、精神的苦痛などのあらゆる暴力を許しません。
- ③ 思いやりの心を持ち、助け合います  
社会的差別、不正、政治的・経済的抑圧をなくすため、思いやり、助け合う心で奉仕活動を行います。
- ④ 相手の立場に立って考えます  
狂信に陥ったり、他人を中傷したり拒絶しないで、いつも話し合いを優先させ、人の話を理解しようと努めることによって、表現の自由と文化の多様性を守ります。
- ⑤ かけがえのない地球環境を守ります  
生態系のバランスを保ち、すべての生命を尊重するよう行動し、自分の行動に責任を持つ消費者としての態度を心がけます。
- ⑥ みんなで力を合わせます  
男女が共に力を合わせ、民主的なやり方でいろいろな新しいことに取り組み、自分の暮らす地域づくりのために、いま、ここで、できることから始めます。

(2) **名嘉司央里さん**（沖縄の高校3年生）が、平成22年6月23日、沖縄慰霊の日「沖縄戦没者追悼式」にて朗読した平和の詩

#### 「変えてゆく」

今日もまたはじまる  
いつもの日常  
当たり前に食事をして  
当たり前に好きなことを学んで  
当たり前に安心して眠りにつく  
そんな普通の一日  
  
今日もまたはじまる  
いつもの日常  
当たり前に基地があって  
当たり前にヘリが飛んでいて  
当たり前に爆弾実験が行われている  
そんな普通の一日  
  
一見「平和」に思えるこの小さな島  
そこにいつの間にか当たり前ではない  
当たり前であってはならないものが  
入り込んでしまっていた  
  
普通なら受け入れられない現実も  
当たり前に受け入れてしまっていた  
  
これで本当にいいのだろうか  
  
平凡な幸せを感じながら  
ただただ「平和」を望む今  
簡単にこの違和感を  
無視していいのだろうか  
  
黒いたくさんの碑  
刻まれるたくさんの名前  
そこで思い知る  
戦争が残した傷跡の大きさ深さ  
何も幸せなど生まれなかつた  
何も手に入れられたものなど無かつた  
すべて失ったものばかりだった  
忘れてはならない

この島であった悲しい記憶  
目を背けてはならない  
悲しい負の遺産  
それを負から正に変えてゆく  
  
それがこの遺産を背負い生きてゆく  
私たちにできること  
変えてゆくのは難しい  
しかし一人一人が心から  
負である「戦争」を忌み嫌い  
正である「平和」を深く愛する  
そんな世界になれば  
きっと正の連鎖がはじまるはずだ  
  
六月二十三日 慰霊の日  
あの黒いたくさんの碑には  
たくさんの人々が訪れる  
そして その一つ一つの名前に触れ  
涙を浮かべながら語りかける  
  
「今年も会いにきたよ」と手を合わせ目を瞑り祈りを捧げる  
その訪れた人々に  
「平和」を願わないものはいない  
  
「一度あったことは二度ある」  
そんな言葉を聞いたことがある  
しかし こんな悲惨な出来事は  
もう繰り返してはならない  
だから…  
「一度あった事は二度とない」に  
変えてゆこう 平和で塗りつぶしていこう  
  
その想いはきっと届いているはずだから

（沖縄県平和祈念資料館主催 児童・生徒の平和メッセージ最優秀作品）

## みんなで築こう、人権の世紀

主な内容：人権擁護について

### 1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 昭和 23 (1948) 年、国際連合総会で「世界人権宣言」が採択された。その後今日に至るまで、人権に関する様々な条約が採択されるなど、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。そして「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような努力をめぐる国境を越えた連携がますます重要となっている。国際連合は、世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連 10 年」[1995-2004 年] を策定し、世界規模で人権教育を推進した。また、平成 16 (2004) 年 12 月には国際連合総会が、世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を平成 17(2005) 年から開始する宣言を採択し、第 1 フェーズ [平成 17~19 (2005-2007) 年] は初等中等教育に焦点を当てるなどを決定した。その後、第 1 フェーズは期間を 2 年間延長することとされた。さらに、第 2 フェーズ [平成 22~26(2010~2014) 年] は、高等教育とあらゆるレベルにおける人権研修をテーマとしている。
- (2) 様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や、非合理的な因習的意識の存在などが挙げられている。また、国際化、情報化、高齢化、少子化などの社会の急激な変化も、その要因になっていると考えられる。さらに、人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実践する態度がいまだ十分に定着していないことが挙げられる。そのため、①「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、②「自らの有する権利を十分に理解していないために正当な権利を主張できない」③「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付かない」ために、「差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。
- (3) すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚することが大切である。
- (4) 人権教育の目標を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な内容についての知的的理解を深めることが必要である。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することも必要である。さらに、こうした知的的理解と人権感覚を基盤として、自他の人権擁護を実践しようとする意欲や態度を向上させ、実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが重要である。

### 2 展開例（ケーススタディ）

#### (1) 学習のねらい

世界人権宣言が国際社会の人権基準であることを理解し、「人権」に対する自分のイメージをより豊かにし、「人権の世紀」に主体的に参画しようとする意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学習活動	指導上の留意点
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 1 条のイメージを絵に描き、班で意見交換する。</li> <li>2 任意の条文のイメージを絵に描く。</li> <li>3 班で、絵がどの条文かを言い当てるゲームを行う。</li> <li>4 ふり返りを行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文字や数字を使わずに描かせる。</li> <li>○ 世界人権宣言の内容を理解させる。</li> <li>○ ゲーム終了後、各自に絵の意図を説明させ、イメージしやすい条文とそうでない条文があることの理由を考察させる。</li> <li>○ 自他の人権を大切にしようとする意欲や態度を身につけさせる。</li> </ul>

### 3 参考

#### (1) 「人権」について

##### ア 「人権擁護推進審議会答申」[平成 11(1999)年]

人権とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」である。

##### イ 「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」[平成 14(2002)年]

人権とは、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」である。

#### (2) 「人権教育」について

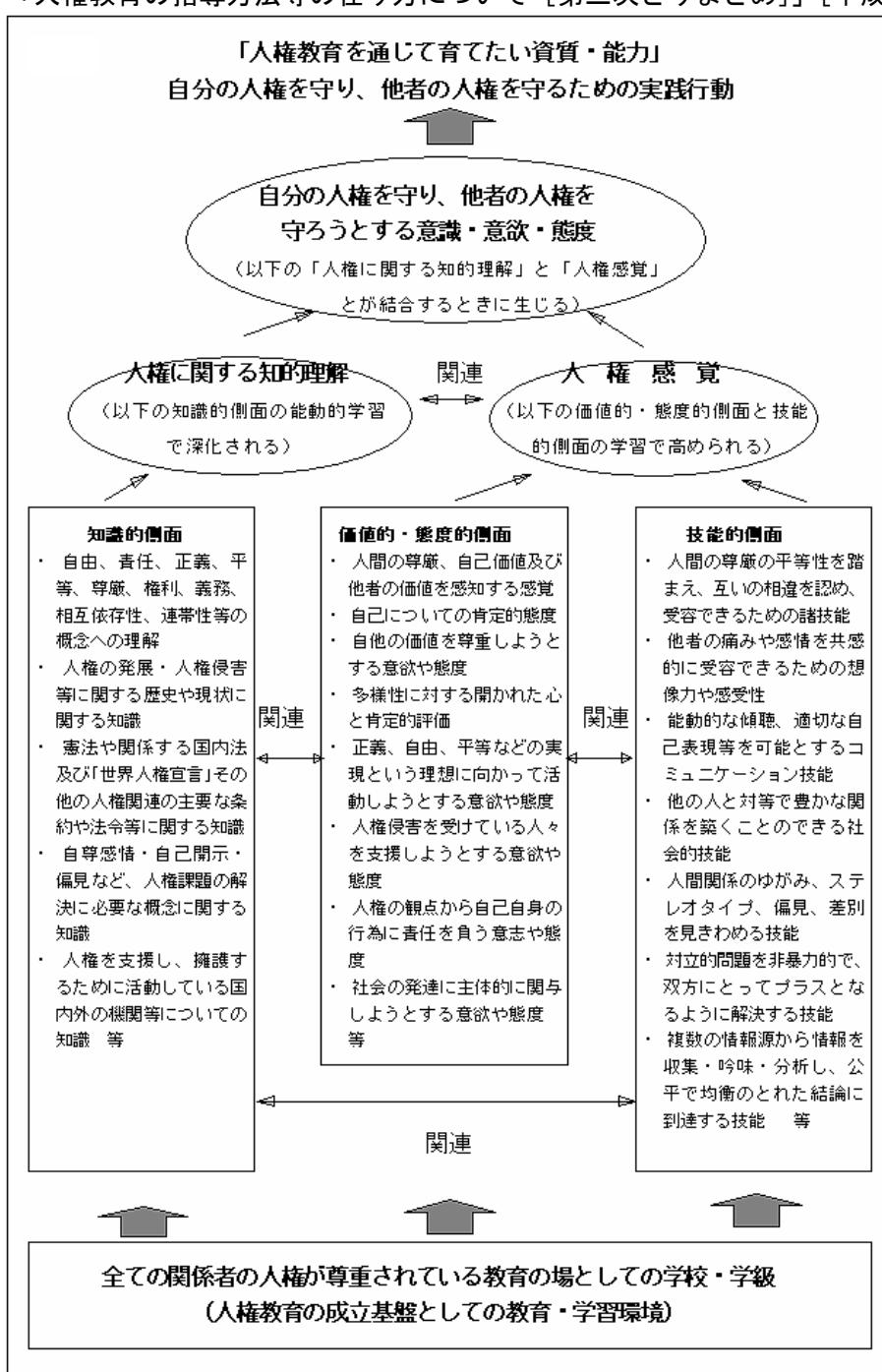
##### ア 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」[平成 12(2000)年]

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」である。

##### イ 国際連合「人権教育のための世界計画」行動計画 [平成 16(2004)年]

人権教育とは、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものである。

#### (3) 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」[平成 20(2008)年]



## その他の人権課題

その他の人権課題として、6つの課題を取り上げています。課題の中には、政治的に未解決な問題や現在法整備の過程にあるものも含まれているため、各人権課題の現状と関連法令などの提示にとどめています。

指導者は、平素から人権にかかわる国内外の動向に关心をもち、様々な人権課題に関する認識を深めることができます。指導者自身が、人権課題について十分研修を行い、生徒や学校、地域の実態を十分把握したうえで、教育の中立性・主体性に配慮しながら、計画的・総合的に指導することが大切です。

### 1 刑を終えて出所した人

「刑を終える」とは、法律で定められた刑罰を終え、それ以上の刑はその後に科されないとすることである。「刑を終えて出所した人」が社会に受け入れられないということは、その人が法律で定められた以上の刑罰を継続して受けていることになる。しかし、現実には、刑を終えて出所した人やその家族などに対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識がある。そのため、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって極めて厳しい状況がある。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活ができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要である。

- 更生保護法〔平成 19(2007)年〕
- 「社会を明るくする運動」(国による啓発活動)

### 2 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、「犯罪被害者等」に対する配慮と保護を図るために諸方策を講じることが課題となっている。「犯罪被害者等」は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいる。さらに、追いかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷、マスメディアの過剰な取材による私生活の平穀の損害など、二次的な被害を受けることがある。犯罪被害者やその家族は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提訴及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りをせざるを得ない場合が少なくない。

- 犯罪被害者等基本法〔平成 16(2004)年〕
- 「犯罪被害者等基本計画」〔平成 17(2005)年〕
- 兵庫県「地域安全まちづくり条例」〔平成 18(2006)年〕

### 3 精神障害者

「精神障害者」とは、総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう。精神障害の特性として、能力障害（活動の制限）はなくとも、疾病を患ったという経験があるだけで、社会的不利（参加の制約）を受けるといわれている。精神疾患有する国民の理解は十分ではなく、いまだに「精神障害者」に対する偏見や差別が指摘されている。

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔平成 22(2010)年改正〕
- 「こころのバリアフリー宣言」〔平成 16(2004)年〕

#### 4 性同一性障害者

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しないため、自分の性別に違和感をもち、社会生活に支障がある状態のことをいう。性同一性障害の人々に対する理解が不十分であるため、偏見や差別があり、課題となっている。

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律〔平成 20(2008)年改正〕
- 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

[平成 22(2010)年 文部科学省通知]

#### 5 人身取引（トラフィッキング）

人身取引とは、誘拐など何らかの強制的な手段で、女性や子どもなど、弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ搾取することをいう。「人身の自由」は、人権保障の中で最も基本的なものであり、強制労働、性的搾取、臓器摘出などを目的とした人身取引は重大な犯罪であり、深刻な人権問題である。アジア地域では人身取引が頻発しており、平成 21 年度、法務省入国管理局が人身取引の被害者として保護の手続きを執った外国人は 20 名（全員女性）であった。

- 「人身取引対策行動計画 2009」〔平成 21(2009)年〕
- 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」〔平成 12(2000)年 国際連合総会採択〕

#### 6 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

拉致問題は、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に明記されているように、「北朝鮮当局による国家的犯罪行為」「北朝鮮当局による人権侵害問題」であり、絶対に許されるものではない。その解決は、「喫緊の国民的課題」であり、国民の关心と認識を深めることが極めて重要な問題である。

- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律〔平成 18(2006)年〕
- 「村山富市首相談話」〔平成 7(1995)年〕
- 「日朝平壤宣言」〔平成 14(2002)年〕
- 北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」（政府 拉致問題対策本部企画・制作）



#### «緊急アピール〔平成 14(2002)年〕»

##### 緊急アピール

このたび、歴史的な日朝両首脳会議の結果、「日朝平壤宣言」が発表され、日朝両国間の関係が大きく前進し始めたことは意義深いこと思います。

しかしながら、拉致問題に関する無惨な結果は予想だにせず、長きにわたりひたすら無事の帰国を待ち焦がれてきたご家族及び関係者の気持ちを察すると、誠に残念で痛恨の極みであります。

一方、拉致問題の事実が判明して以来、日本国内において、朝鮮学校やその生徒に対する脅迫や嫌がらせなど、人道上あってはならない、そして人として恥ずべき事件が発生しており、誠に残念でなりません。

兵庫県では、外国人県民にとって暮らしやすく活動しやすい、国際性豊かな地域づくりに取り組んでいるところです。また、阪神・淡路大震災の際には、国籍・民族を超えて助け合う姿が被災地の各地で見られるなど、日本人と外国人との良好な関係が築き上げられるとともに、兵庫県民の助け合いのこころが広く内外に認められたところです。

このようなときこそ、互いの人権を尊重し、共に支え合いかながら、「世界の人と共に生きる国際性豊かな社会の実現」に向けて、兵庫県民の良識ある行動を切に願うものであります。

平成 14 年 10 月 1 日

井戸 敏三  
武田 政義  
兵庫県知事  
兵庫県教育長  
西門 義博  
兵庫県私学総連合会会长  
兵庫県外国人学校協議会会长  
(財)兵庫県国際交流協会理事長  
林 同春  
井戸 敏三

## 委 員 名 簿

(五十音順)

### 1 人権教育資料検討委員会

	井上 浩義	県立加古川東高等学校 教諭
	桂 正孝	宝塚大学 教授
	島田 照三	児童精神科医 島田クリニック院長
委員長	鈴木 正幸	近大姫路大学 教授
	高田 一宏	大阪大学 准教授
	常森 一裕	神戸市教育委員会人権教育課 首席指導主事
	仁科 年正	兵庫県警察本部生活安全部少年育成課 課長補佐
副委員長	藤森 陽子	県立相生高等学校 校長
	藤原 信子	兵庫県人権擁護委員連合会 副会長
	松岡 健	神戸新聞社編集局 社会部デスク
	溝口 繁美	県教育委員会 教育次長

### 2 人権教育資料作成委員会

	浅井 英樹	県立教育研修所情報教育研修課 主任指導主事
	天野 哲子	県立高砂高等学校 教諭
委員長	井上 浩義	県立加古川東高等学校 教諭
	内海みどり	県立播磨特別支援学校 主幹教諭
	小倉 裕史	県教育委員会事務局高校教育課 指導主事
	北中 瞳雄	県教育委員会事務局体育保健課 指導主事
	澤田 一勝	県立舞子高等学校 教諭
	篠原 歩	県立夢前高等学校 主幹教諭
	塚本 久義	県教育委員会事務局特別支援教育課 主任指導主事
	西村 恭介	県立北摂三田高等学校 教諭
	長谷川珠里	県教育委員会事務局義務教育課 主任指導主事
	藤本 哲也	県立播磨農業高等学校 教諭
副委員長	本田 正身	県立明石南高等学校 教諭
	森本ルミ子	県立芦屋国際中等教育学校 教諭
	安岡 久志	県立伊丹西高等学校 主幹教諭
	山上 通惠	県立社高等学校 教諭

※ 委員の所属・職は平成23(2011)年3月現在

高校生用教育資料  
『HUMAN RIGHTS—いま 私がひらく 未来－』

平成 23(2011)年 3月発行

発行 兵庫県教育委員会  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

